Astellas ESG Report 2026



astellas

目次

ESGレポート発行にあたって 03

全般的情報 06

第1章:作成の基礎および一般要件 07

第2章:ガバナンスに関する開示 08

第3章:戦略およびビジネスモデルとの相互作用 15

第4章:環境 18

- 気候変動 19
- 汚染 34
- 水資源 36
- 生物多様性と生態系 37
- 資源利用とサーキュラーエコノミー 40

第5章:社会 42

- 自社の従業員 43
- バリューチェーン上の労働者 59
- 消費者およびエンドユーザー 61

第6章:ガバナンス 64

【付録】 68

算出方法と前提条件 69

ESGレポート発行にあたって

昨今、環境や経済の急激な変化により、社会の持続可能性（サステナビリティ）に対するステークホルダーの皆様の関心は益々高まっています。アステラスは、新たに策定した「経営計画2026」において、患者さんに、より大きな「価値」をより速く創り、届けることを目指し、サステナビリティを経営の基盤に組み込んだ持続的な成長を推進しています。

この目標を実現するためには、当社のサステナビリティへの考え方や取り組みについて、ステークホルダーの皆様により深くご理解いただくことが重要であると考えています。そのため当社は、将来のSSBJ*1基準の適用および欧州のCSRD*2への対応を見据えながら、開示内容の充実と透明性の向上を図り、サステナビリティ情報開示の高度化を進めています。

当社は、これまで発行してきた「EHS*3レポート」等による環境情報の開示に加え、本レポートではESRS基準*4の枠組みを積極的に活用し、社会（Social）およびガバナンス（Governance）に関する情報を大幅に拡充いたしました。この包括的な情報開示を通じて皆様との対話の基盤をさらに強固なものとし、ともに持続可能な未来を切り拓いてまいります。

*1 Sustainability Standards Board of Japanの略。サステナビリティ基準委員会。

*2 Corporate Sustainability Reporting Directiveの略。企業サステナビリティ報告指令。

*3 Environment, Health and Safetyの略。環境・労働安全衛生。

*4 European Sustainability Reporting Standardsの略。欧州サステナビリティ報告基準。

アステラスのサステナビリティへの取り組みと価値創造の好循環

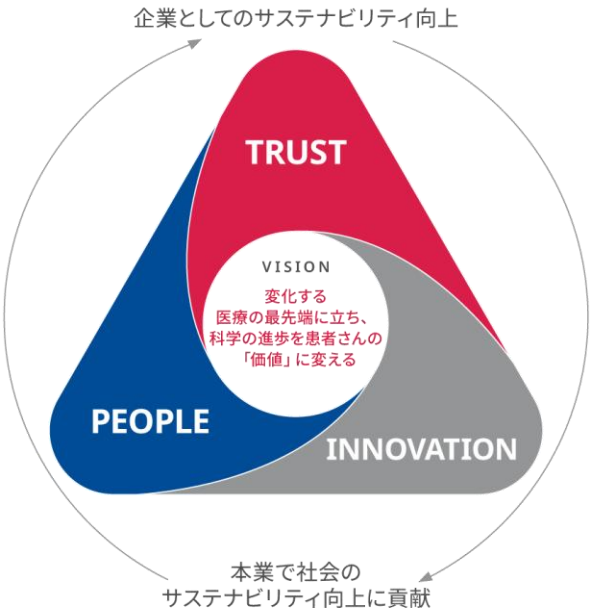
ヘルスケア分野においては、満たされない医療ニーズの高い疾患領域に社会からの要請がシフトし、次世代のモダリティ（治療手段）やデジタル技術の応用による革新的なヘルスケアソリューションが待ち望まれています。アステラスは、「変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの『価値』に変える」をVISIONに掲げ、革新的な新薬を始めとする様々なヘルスケアソリューションの創出により、患者さんの医療へのアクセスおよびアウトカム（成果や状況）の向上を目指しています。当社が事業を通じてこれら社会課題に取り組むことで、ステークホルダーから信頼され、アステラス自身の持続可能性が向上し、社会の持続可能性に一層貢献するという「好循環」が生まれます。本業を通じて社会に貢献し、社会とアステラス双方のサステナビリティ向上の好循環を生み出すことこそが、私たちのサステナビリティへのアプローチです。

サステナビリティを経営の基盤へ

アステラスは、サステナビリティを経営の基盤に組み込んでいます。

経営計画2026と並行し、アステラスは長期的な企業価値の向上を支えるサステナビリティに全社を挙げて継続して取り組みます。

アステラスは、9つの重要トピック（マテリアリティ）を特定し、「サステナビリティ・ダイアグラム」を策定しました。これらのトピックは、「Trust（信頼）」「Innovation（イノベーション）」「People（人）」の3つの柱に分類され、相互に関連しながら、社会とアステラス双方のサステナビリティ向上につながる好循環を生み出すことでVISIONの実現を目指します。



TRUST（信頼）

・コンプライアンスとガバナンス
・強靭で持続可能なビジネス
・環境の持続可能性

INNOVATION（イノベーション）

・革新的なヘルスケアソリューション
・保健医療へのアクセス
・エコシステム

PEOPLE（人）

・ペイシェント・ホープ
・社員のウェルビーイング
・人権

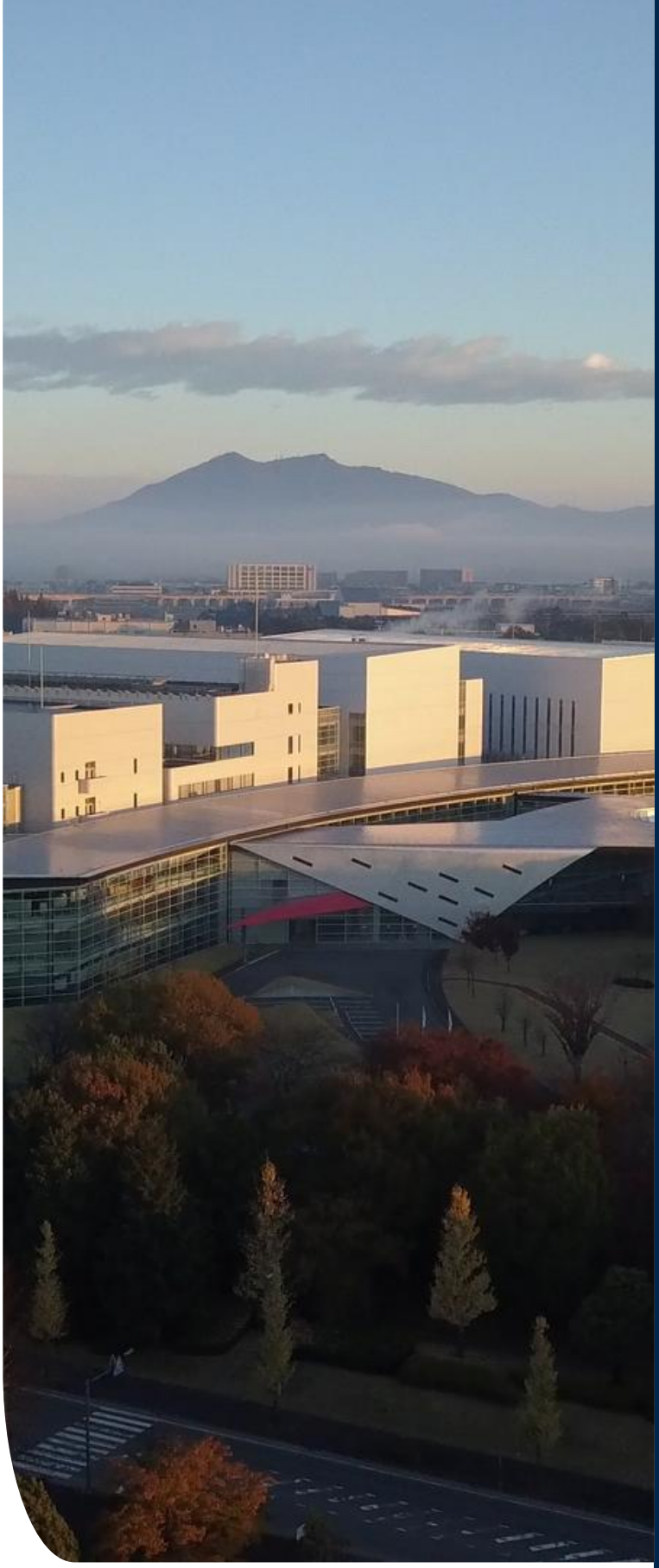
透明性向上と将来へのコミットメント

当社は、サステナビリティ情報を含む企業活動全般の透明性を向上させることが、ステークホルダーの皆様への説明責任を果たし、強固な信頼関係を築くための基盤であると考えております。当社は、明確かつ正確でタイムリーな情報開示を通じて皆様との建設的な対話を深め、事業環境を取り巻く社会課題やリスク、そして社会からの期待の変化を的確に把握することに努めます。

今後も、こうした対話から得られる貴重な知見を経営戦略や日々の事業活動に柔軟に組み込むことで、社会の持続可能性への貢献と当社の持続的な成長を実現してまいります。

General Disclosures

全般的情報



第1章:作成の基礎および一般要件

連結の範囲

本レポートは連結ベースで作成されており、対象となる報告範囲は、親会社であるアステラス製薬株式会社およびそのすべての子会社(以下「当社」または「当社グループ」)を含み、アステラスの連結財務諸表における報告範囲と一致しています。

開示されている指標は、特に明記されていない限り、連結財務諸表と同じ連結原則に従っています。

●連結財務諸表の詳細については、当社ウェブサイトより、IR情報の決算資料ライブラリーをご参照ください。

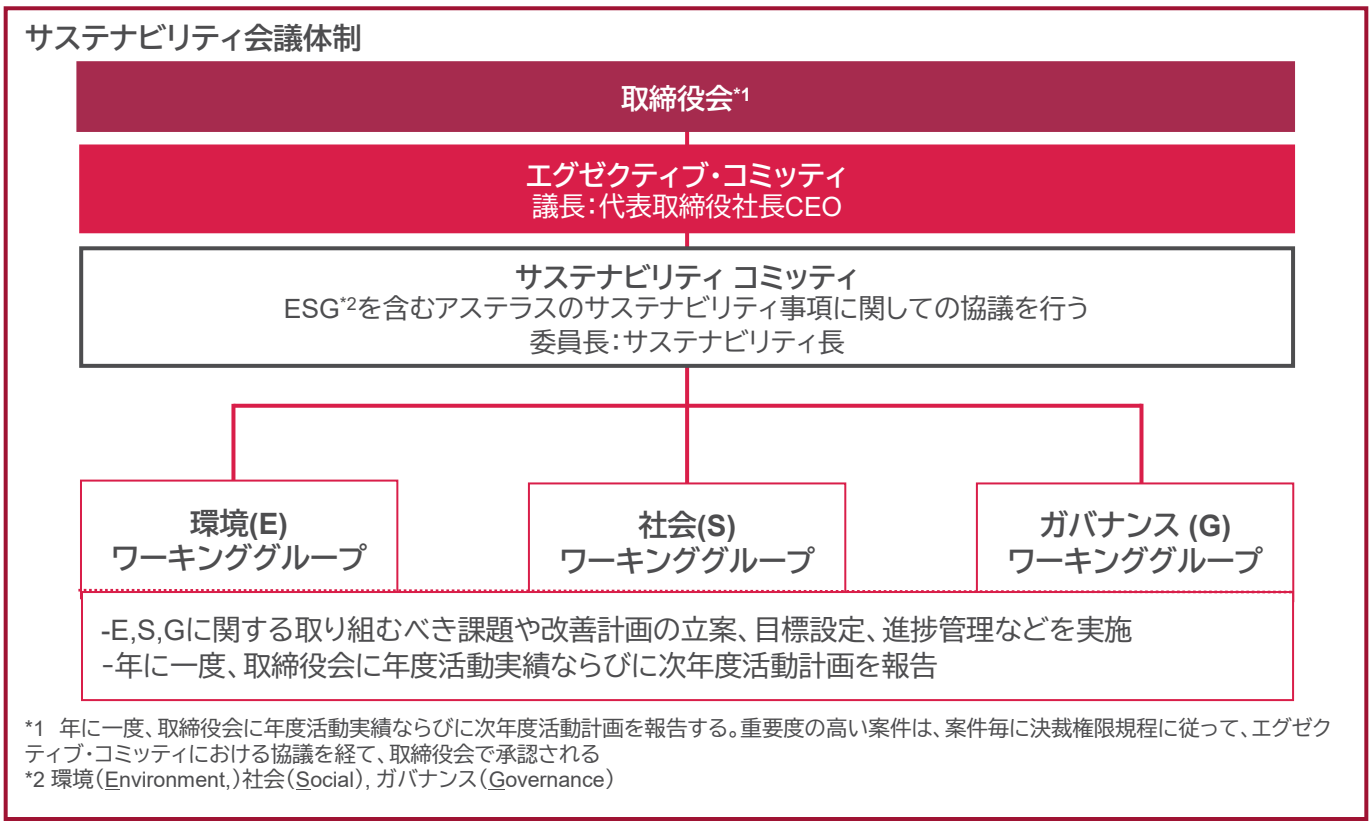
https://www.astellas.com/jp/

バリューチェーンの網羅性

当社の事業モデルに基づくバリューチェーンには、研究開発、原材料の調達、生産、物流、および医療従事者や患者さんへの医薬品の提供が含まれます。当社の方針、アクション、および指標は、各課題の性質に応じて関連するバリューチェーンに適用されています。

第2章:ガバナンスに関する開示

サステナビリティに関するガバナンス体制



*1　年に一度、取締役会に年度活動実績ならびに次年度活動計画を報告する。重要度の高い案件は、案件毎に決裁権限規程に従って、エグゼクティブ・コミッティにおける協議を経て、取締役会で承認される
*2 環境(Environment,)社会(Social), ガバナンス(Governance)

当社では、サステナビリティに関する事項について、取締役会によるサステナビリティ方針・重要なサステナビリティ関連事項の承認・監督、エグゼクティブ・コミッティによる業務執行上の協議、サステナビリティ コミッティによる部門横断的な協議、ならびにE・S・Gワーキンググループによる実務推進を通じて、全社的に取り組む体制を整備しています。

取締役会およびエグゼクティブ・コミッティの責任と権限は、決裁権限規程により定めています。サステナビリティに関する事項は、その内容や重要性に応じて、関連部門、サステナビリティ コミッティ、エグゼクティブ・コミッティおよび取締役会において協議・承認・報告されます。また、サステナビリティの年度活動実績および次年度活動計画については、年に一度、取締役会へ報告しています。

現時点では、サステナビリティに関する重要なIRO*の特定・評価・管理を一元的に行うガバナンスプロセスは構築・統合している段階ですが、当社は、将来のSSBJ基準の適用や欧州のCSRD等の情報開示規制に則った対応を見据え、既存のサステナビリティ推進体制を活用しながら、重要なサステナビリティ関連事項の経営・監督の高度化を進めています。

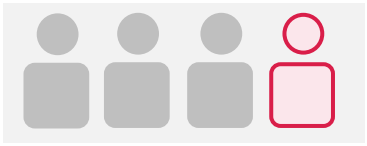
* Impacts, Risks and Opportunitiesの略。インパクト、リスク、機会。

第2章:ガバナンスに関する開示

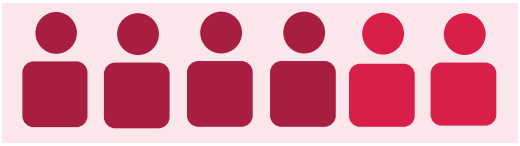
取締役会の役割・構成・スキル

当社は、日本の会社法に基づく監査等委員会設置会社であり、取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等を決定するとともに、業務執行を監督する役割を担っています。サステナビリティ方針・重要なサステナビリティ関連事項の承認・監督も、取締役会の責任範囲に含まれます。

2026年6月末時点において、当社の取締役会は10名の取締役で構成されており、そのうち6名(60.0%)が独立社外取締役です。また、女性取締役の割合は30.0%です。なお、従業員およびその他の労働者の代表は、取締役会のメンバーには含まれていません。



社内取締役
(男性3名、女性1名)



社外取締役
(男性4名、女性2名)

社外取締役割合
60%



女性割合
30%



任期	監査等委員でない取締役は1年、監査等委員である取締役は2年
開催状況	3ヶ月に1回以上、及び必要に応じて随時開催
概要	• 経営の基本方針、経営戦略等を決定し、業務執行の監督機能を果たすことで、経営の透明性及び妥当性を確保。 • その決議によって重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任するとともに、決裁権限規程を制定してトップマネジメント等の業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を確保。 • 専門性・経験等の観点から、その多様性とバランスを考慮の上、機動性が確保できる適正な規模の取締役数で構成。 • より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、その過半数を社外取締役で構成。 • 社外取締役には、他社での経営経験を有する者を最低1名選任。

取締役会は、当社の事業および持続的な企業価値向上に必要な多様な知識・経験・専門性を備えたメンバーで構成されています。取締役会全体として備えるべきスキル等はスキルマトリックスにより可視化しており、取締役会の構成や各取締役の経験・専門性を踏まえ、サステナビリティ方針・重要なサステナビリティ関連事項の承認・監督に必要な知見を確保するよう努めています。なお、サステナビリティに関するスキル・専門性については、取締役会および経営陣が有する知見に加え、必要に応じて関連部門や外部知見を活用しながら対応しています。

スキルマトリックスおよび諮問委員会構成

	氏名	性別	社外	独立*	企業経営	グローバルビジネス	サイエンス&テクノロジー	法務・リスクマネジメント	財務・会計	学識経験	諮問委員会	
											指名委員会	報酬委員会
取締役会	安川 健司 (取締役会議長)	男性			●	●	●					–
	岡村 直樹	男性			●	●	●		●		–	–
	杉田 勝好	男性			●	●		●			–	–
	宮崎 正啓	男性	○	○	● (精密機器/専門商社)	●					委員長	委員長
	大野 洋一	男性	○	○			●			● (医学)	委員	委員
	Mark Enyedy	男性	○	○	● (製薬)	●	●	●			委員	委員
取締役監査等委員	廣田 里香	女性					●	●			–	–
	秋山 里絵 (監査等委員会委員長)	女性	○	○				● (弁護士)			–	–
	荒牧 知子	女性	○	○					● (公認会計士)		–	–
	高原 茂季	男性	○	○	● (製薬/化学(塗料))	●			●		–	–

* 東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外取締役の独立性基準を満たし、東京証券取引所に独立役員として届け出ている者

第2章:ガバナンスに関する開示

サステナビリティの全社推進の枠組み

■エグゼクティブ・コミッティ

エグゼクティブ・コミッティは、アステラス製薬およびグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する機関であり、業務執行の責任を担うトップマネジメント*で構成されています。サステナビリティに関する事項についても、決裁権限規程に従い、必要に応じてエグゼクティブ・コミッティにおいて協議を行います。

また、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の賞与(短期インセンティブ報酬)に組み込まれるサステナビリティ目標は、エグゼクティブ・コミッティに提案された後、報酬委員会での協議を経て、他の業績目標とともに取締役会で承認されます。これにより、サステナビリティに関する目標の設定および進捗管理は、経営上の重要な目標管理および報酬制度とも連動しています。

* 取締役社長および取締役社長と一体となって当社グループ全体のマネジメント業務を行う者の総称です。

■サステナビリティ部門、サステナビリティ コミッティ、E・S・Gワーキンググループ

当社は、長期的・戦略的かつ全社的な視点からサステナビリティ向上のための活動を推進するため、サステナビリティ コミッティおよびE・S・Gワーキンググループを設置しています。

サステナビリティ部門は、サステナビリティ コミッティを主管する*ファンクショナルユニット*としてE・S・Gワーキンググループの事務局業務を含めたグループ全体のサステナビリティ課題に対応し、活動全体を管理します。また、コミュニケーション機能と協働しながら社内外へ当社のサステナビリティ活動を展開しています。

* 各トップマネジメントに直接レポートするビジネス遂行のための組織を指します。

サステナビリティ コミッティは、サステナビリティ長を委員長とし、部門横断でファンクショナルユニット長レベルのメンバーを中心に構成されています。同コミッティは、サステナビリティに関する重要事項について専門的かつ実効性のある協議を行う場であり、今後特定される重要なIROに関連する事項についても、必要に応じて協議の対象としていきます。協議の結果、経営上の判断や承認が必要な事項については、決裁権限規程に従い、エグゼクティブ・コミッティまたは取締役会に報告・付議されます。

E・S・Gワーキンググループは、案件ごとに部門横断のメンバーで構成され、外部環境の変化や各種原則・ガイドラインを踏まえながら、環境・社会・ガバナンスに関する課題や機会の特定、改善計画の立案、目標の設定および進捗確認を行います。

ターゲット設定、進捗モニタリングおよび戦略・リスク管理への組み込み

当社では、サステナビリティ方針を取締役会で承認するとともに、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の賞与(短期インセンティブ報酬) に組み込まれるサステナビリティ目標については、エグゼクティブ・コミッティ、報酬委員会、取締役会を通じたプロセスにより設定・承認しています。

また、個別のサステナビリティ関連事項については、関連部門が中心となって目標を設定し、進捗をモニタリングしています。サステナビリティ コミッティは、これらのサステナビリティ関連事項についてレビューを行い、必要に応じて改善策の検討や経営層への報告につなげています。

サステナビリティに関する考慮すべき事項は、事業戦略、重要な意思決定、リスク管理プロセスおよび関連方針の中で、案件の性質に応じて考慮されています。たとえば、再生可能エネルギーの導入や保健医療へのアクセス(ATH: Access to Health)に関する取り組みなどにおいて、社会・環境・事業上の観点を踏まえた検討を行っています。

重要なIROに関連するトレードオフを体系的に評価するプロセスについては、案件ごとに関連部門、サステナビリティ コミッティ、エグゼクティブ・コミッティおよび取締役会が関与し、必要な観点を踏まえて協議・判断を行っています。

第2章:ガバナンスに関する開示

役員報酬へのサステナビリティ指標の組み込み

当社は、マテリアリティや重要課題への取り組みを通してサステナビリティの強化に取り組んでいます。第19期(2024年3月期)からは、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の賞与(短期インセンティブ報酬)の業績評価指標に、新たにサステナビリティ業績を組み入れました。経営戦略とインセンティブ報酬を連動させることで、着実にサステナビリティへの取り組みを推進していくことを目的としています。

サステナビリティ目標の役員報酬の業績評価指標への組み込みの詳細は以下の通りです。

賞与(短期インセンティブ報酬)におけるサステナビリティの業績は、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを評価するため、当社のマテリアリティに基づく以下の4つの目標の達成度によって評価しています。

1. サステナビリティ関連情報開示の取り組み:サステナビリティ関連の新たな情報開示規制であるCSRD及びSSBJ基準への対応状況に関する目標
2. 人材・組織への取り組み:従業員エンゲージメントサーベイ結果に関する目標
3. 製品の安定供給確保への取り組み:患者さんに対するアステラス製品のタイムリーな供給の実現に関する目標
4. 環境への取り組み:SBTi[*1]から承認を受けた目標達成のための詳細計画の実行と年次行動計画の実施状況に関する目標[*2]

*1 Science Based Targets initiativeの略。
*2 2022年にSBTイニシアチブから承認を取得した温室効果ガス排出削減目標を指します。
スコープ1+2を2030年度までに63%削減する(基準年:2015年度)スコープ3を2030年度までに37.5%削減する(基準年:2015年度)
(スコープ:温室効果ガスの排出量の算定範囲、スコープ1:自社で使用した燃料に伴う温室効果ガスの直接排出、スコープ2:購入した電力の使用に伴う温室効果ガスの間接排出、スコープ3:原材料調達や製品使用など、サプライチェーンでの温室効果ガスの排出)

これら業績評価指標(KPI)や環境行動計画については、サステナビリティ長を委員長、Chief Strategy Officer(CStO)を直轄とするサステナビリティ コミッティにより、策定・運用しています。本コミッティは、環境行動計画を5年ごとに見直し、その妥当性を維持しながら必要に応じて改善策を提案しています。

第2章:ガバナンスに関する開示

サステナビリティ指標に依存する変動報酬の割合

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の賞与(短期インセンティブ報酬)における総合的な評価係数(賞与支給率、0%～200%の範囲)は、各業績評価指標(売上収益、コア営業利益率、コアEPS、EPS、研究開発業績)の達成度に基づき算出した数値に対し、上記のサステナビリティ目標の進捗状況に応じた「サステナビリティ業績評価係数」を加算または減算して算出します。このサステナビリティ業績評価係数は、達成度に応じて-10%から+10%の範囲で変動するよう設計しています。

2025年度のサステナビリティ業績の評価係数は「2.5%」となり、これを反映した結果、最終的な賞与支給率(評価係数)は190%となりました。

業績評価指標(調整項目)	評価係数調整変動幅	目標	実績	評価係数
サステナビリティ業績*	-10%～+10%	① サステナビリティ関連情報開示の取り組み ②人材・組織への取り組み ③製品の安定供給確保への取り組み ④環境への取り組み	-	2.5%
* サステナビリティ業績の目標、上限下限の設定及び評価係数は、報酬委員会における協議を経て取締役会にて決定します。			評価係数(賞与支給率) 190.0%	

サステナビリティ・デューデリジェンスに対する基本方針と今後の展望

当社は、当社の事業活動およびバリューチェーンが人や環境に与える実際の、または潜在的な負の影響を特定し、防止、軽減、および是正するためのサステナビリティ・デューデリジェンスを、持続可能な価値創造のための重要なプロセスと位置付けています。現在、当社は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」などの国際的な基本原則に沿った包括的なデューデリジェンスのフレームワークを全社レベルで構築・統合している段階にあります。現時点においては、調達領域におけるTPLM*によるサプライヤー管理や、個別のコンプライアンス活動等を通じてデューデリジェンスを実行しています。今後は、更新されたダブルマテリアリティアセスメントの結果に基づき、当社の全社的なガバナンスおよびリスク管理プロセスへのデューデリジェンスの統合をさらに推進し、次年度以降のレポートにおいて具体的な対応プロセスと開示を段階的に拡張していく予定です。

* Third Party Lifecycle Managementの略。サードパーティライフサイクルマネジメント。

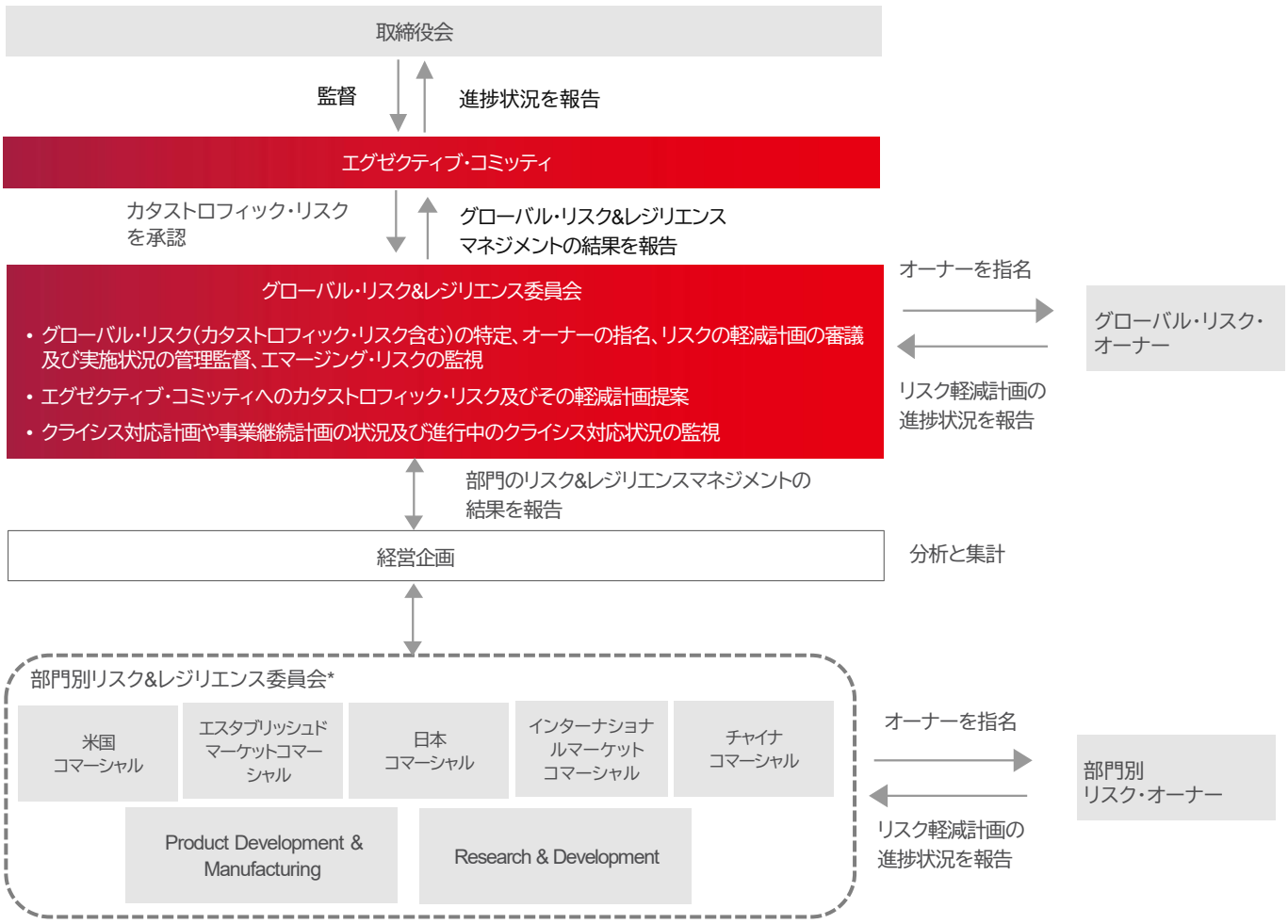
第2章:ガバナンスに関する開示

サステナビリティ報告に関するリスク管理および内部統制

エンタープライズ・リスク管理(ERM)においては、経営企画部門に設置されているリスク管理チームが社内ステークホルダーと連携の下、年次プロセスを進めています。リスク評価はトップダウン及びボトムアップの両面から実施しています。既存のリスク低減活動を加味した上でリスクの影響度及び発生可能性を評価することで、リスク対応における優先順位付けを行っています。リスク・オーナーは、必要に応じリスク・エクスポージャーをさらに低減し、レジリエンスを強化するための行動計画を策定します。

グローバル・リスク(全社レベルの注視が必要なリスク)は、GRRC*において議論し、承認されます。また、GRRCは、エマージング・リスク(当社が把握しているものの、その全容及び影響がまだ明らかではないトレンドから生じる不確実性)のモニタリングも行っています。GRRCでの議論後、特定のエマージング・リスクがグローバル・リスク又は部門リスクとしてリスクレジスターに追加される場合もあります。

* Global Risk and Resilience Management Committeeの略。グローバル・リスク&レジリエンス委員会。



* 一部部門はリーダーシップチームミーティングの一部として開催

第2章:ガバナンスに関する開示

サステナビリティに関連するリスクはサステナビリティ コミッティで審議された後、必要に応じてGRRCと共有されます。GRRCにおいて全社レベルのグローバル・リスクとして議論・承認されたものは最終的に取締役会に報告され、効率的な監督が確保されます。また、リスク・オーナーは必要に応じてレジリエンスを強化するための行動計画を策定し、事業運営に組み込んでいます。

当社は、サステナビリティデータの統合および報告に関連するリスクを軽減するため、内部統制およびデータ管理手順の強化を継続しています。サステナビリティ報告に関連する主なリスクには、CSRD等が適用される開示フレームワークへの不遵守、ならびにデータの不正確性、網羅性の欠如、定義や算定方法の不統一等に起因する不適切な情報開示が含まれます。これらのリスクを管理するため、当社は、データの信頼性およびトレーサビリティを確保することを目的として、社内のビジネスプロセスの標準化を推進するとともに、サステナビリティデータのグローバルなITシステムへの統合を進めています。これら内部統制は、データ収集、集計、検証および承認プロセスにおける誤りの防止に加え、一貫性および適時性の確保を通じて、適用される規制要件への準拠を支援するものです。

サステナビリティ関連情報の開示に係る内部統制およびリスク管理の枠組みとしてサステナビリティコミッティがあり、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する評価ならびに管理プロセスの見直しを定期的に実施しています。さらに、監査等委員会および監査部門が、内部統制システムおよびリスク管理体制の整備・運用状況について、独立した立場から監督・監査を行っています。

第3章:戦略およびビジネスモデルとの相互作用

戦略およびビジネスモデル

当社は、「先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する」という経営理念の下、イノベーションを継続的に創出し、患者さんのニーズに応える革新的な医療ソリューションを届けていくという一貫した姿勢で歩んでいます。

当社は、最先端の科学の進歩を患者さんの「価値」に変えるため、「Focus Areaアプローチ」を研究開発戦略の中心に据え、バイオロジー、モダリティ/テクノロジー、疾患の3つの要素を組み合わせています。現時点ではアンメットメディカルニーズが高く、当社の専門性を活かせる領域(がん免疫、誘導近接、遺伝子治療、再生と視力の維持・回復の4つのPrimary Focus)にリソースを集中し、革新的な新薬をはじめとするヘルスケアソリューションをグローバル市場に提供しています。

当社の戦略・ビジネスモデルが、社会のサステナビリティ(IRO)とどのように相互作用し、価値創造の好循環を生み出しているかという全体的なアプローチについては、本レポート冒頭の「ESGレポート発行にあたって」をご参照ください。

●当社の戦略およびビジネスモデルの詳細については、当社ウェブサイトより、企業情報の「経営計画2026」をご参照ください。

https://www.astellas.com/jp/

当社が事業を通じて社会課題に取り組むことで、ステークホルダーから信頼され、当社自身の持続可能性が向上し、社会の持続可能性に一層貢献するという好循環が生まれます。経営計画2026と並行し、当社は長期的な企業価値の向上を支えるサステナビリティに全社を挙げて継続して取り組みます。本業を通じて社会に貢献し、社会と当社双方のサステナビリティ向上の好循環を生み出すことが、私たちのサステナビリティのアプローチです。

第3章:戦略およびビジネスモデルとの相互作用

ステークホルダーとのコミュニケーション

当社は、患者さんをはじめとする多様な方々との関わりの中で事業活動を行っています。中でも、患者さんや医療従事者、従業員、株主・投資家などへ事業活動が与える影響は大きく、特に重要なステークホルダーと考えています。

当社の事業活動を支えるステークホルダーと真摯に向き合い、その期待と要請を理解することは、ステークホルダーからの信頼の獲得と、アステラスの企業価値の持続的向上に必要不可欠です。

そのため当社は、さまざまな機会を通じてステークホルダーとコミュニケーションを取っています。また、建設的な対話を促進するために、すべてのステークホルダーに対して適時・適切かつ公平に情報を開示しています。

私たちはこのような情報開示と継続的なコミュニケーションを通じて、企業としての透明性を一層高めていくとともに、社会の持続可能性向上と当社の企業価値の持続的向上の実践を目指しています。

以下の表は、当社を取り巻く主なステークホルダーと主なコミュニケーションの機会を示したものです。

ステークホルダー	主なコミュニケーションの機会
患者さん	・製品に関する問い合わせ窓口応対 ・被験者に対する治験に関する情報の提供 ・患者会支援のための研修やイベントの開催
医療従事者	・MR*を通じた医薬品情報の提供 ・製品に関する問い合わせ窓口応対 ・治験実施医に対する治験に関する情報の提供
従業員	・経営幹部との意見交換会、人事評価・キャリア面談、労使協議の実施 ・WEB社内報や社内シェアポイントオンラインによる情報発信 ・社内外ヘルプラインによる応対
株主・投資家	・株主総会、経営計画やR&Dミーティング、サステナビリティ・ミーティングなどの説明会 ・格付機関からのアンケートや問い合わせ応対
ビジネスパートナー	・取り引きにおける対話 ・Astellas Business Partner Code of Conduct に基づいたサプライヤー向けアンケート調査
行政・NGOs/NPOs	・当局との意見交換 ・経済団体・業界団体・各種社外イニシアティブへの参加 ・途上国における医薬品アクセス改善のための各種プログラムを通じた連携
研究機関	・医薬品の共同研究開発活動を通じた連携 ・学術・研究講演会の実施/参加
地域社会	・従業員によるボランティア活動(Changing Tomorrow Day)の支援 ・近隣住民・自治会との懇談会

* Medical Representativeの略。医薬情報担当者。

ステークホルダーとのエンゲージメントおよびフィードバックは、当社の戦略と事業運営において引き続き極めて重要です。したがって、当社は今後もステークホルダーとの対話を優先して取り組んでまいります。

第3章:戦略およびビジネスモデルとの相互作用

インパクト、リスク、機会(IRO)と戦略・ビジネスモデルとの相互作用

当社では現在、ESRS基準に準拠したダブルマテリアリティアセスメント(DMA)を通じて、当社の事業活動およびバリューチェーンにおける重要なインパクト、リスク、機会(IRO)の特定・評価・管理を進めています。当社の全体的なサステナビリティ戦略および価値創造の好循環については、本レポート冒頭の「ESGレポート発行にあたって」に記載の通りです。特定された個別の重要なIROと、当社の戦略やビジネスモデル、および財務的影響との詳細な相互作用については、DMAプロセス完了後、今後のレポートにて開示を予定しています。

戦略およびビジネスモデルのレジリエンス

当社は、重要なサステナビリティ関連リスクのレジリエンス評価の一環として、気候関連評価で用いた前提と整合させ、短期(1年)、中期(1年～5年)および長期(5年以上)の分析対象期間を設定し、2021年度から毎年、気候関連リスクと機会の分析を実施しています。2024年度には、当社の主要拠点およびバリューチェーンにおける物理的リスク分析を実施しました。分析結果は、サステナビリティ コミッティでレビューされており、気候レジリエンス評価の結果、将来の気候条件や規制の動向および技術の進展には不確実性が伴うものの、評価対象とした気候シナリオの下では、当社の戦略は概ねレジリエントであることが示されました。

Environment

環境



astellas

第4章:環境(気候変動)

気候変動の緩和に向けた移行計画

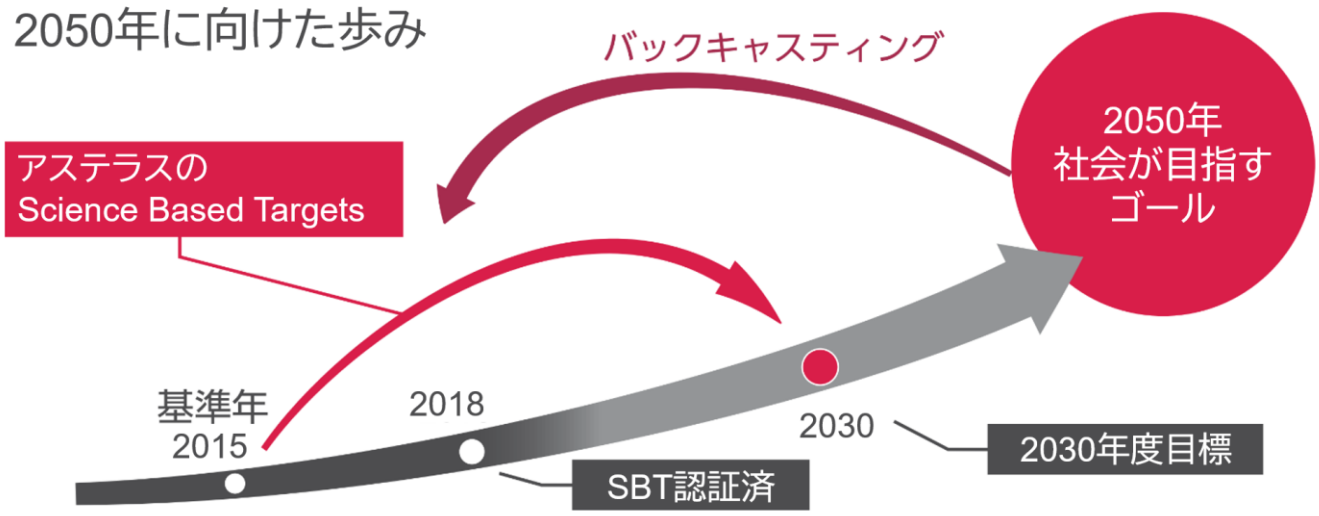
当社は、企業価値の持続的向上を使命とし、企業価値向上のため、患者さん、株主、従業員、環境・社会など、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指しています。アステラス行動規準には、「私たちは持続可能な企業活動を行い、環境負荷を最小限に抑えるよう努め、気候変動や資源循環等の地球規模の課題にも取り組みます」とあります。当社は、社会と当社事業にとって最も重要な課題を特定し、優先順位を付けるマテリアリティアセスメントを実施し、サステナビリティへの取り組みの指針としています。2022年3月期に策定した当社のマテリアリティマトリックスでは、「気候変動とエネルギー」が社会とアステラスの2つの観点から、「非常に重要」と認識されました。2026年に更新されたマテリアリティにおいては、環境の持続可能性がマテリアルトピックスの一つとして特定されました。気候変動対策の進捗をモニターするための主要なKPIとして、温室効果ガス(スコープ1+2およびスコープ3)の排出量に目標値を設定しています。

2050年までのネットゼロを社会的な目標として捉え、当社はバックキャスティングの考え方に基づき2030年度目標を設定しました。2023年1月、Science Based Targets initiative(SBTi)は、パリ協定の1.5℃目標および2℃を十分に下回る目標の達成に向け、当社が改定したGHG[*1]排出量削減目標を承認しました。当社は、2015年度を基準年として、2030年度までにScope 1およびScope 2のGHG排出量を総量ベースで63%、Scope 3のGHG排出量を総量ベースで37.5%削減することを目指しています。これらの目標の達成に向け、気候変動の緩和に関する環境行動計画を推進しています。目標は5年ごとに見直され、次回の見直しは2028年1月までの最終化を目標として取り組む予定です。排出量目標の対象はアステラスグループ全体であり、地域・事業による除外はありません。

目標達成のために、再生可能エネルギー由来電力の活用(自社敷地への太陽光パネルの設置、オフサイトコーポレートPPA[*2]の活用)、低排出車の営業車への採用、バリューチェーンパートナーとのエンゲージメント推進などに取り組んでいます。

*1 Green House Gasの略。温室効果ガス。

*2 Power Purchase Agreementの略。電力購入契約。



第4章:環境(気候変動)

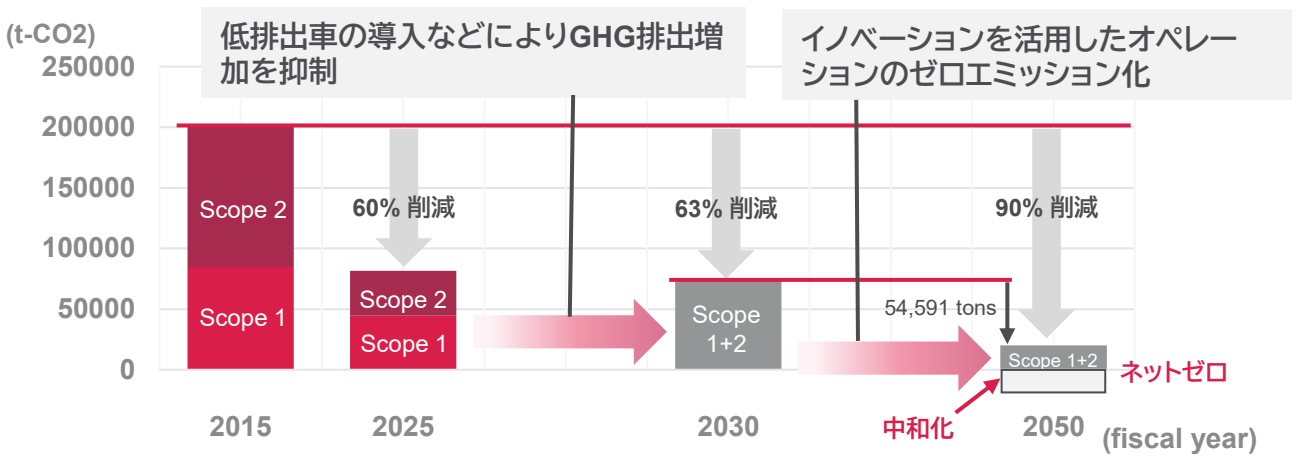
石炭、石油、またはガスに関連する経済活動への資本支出

当社は2025年度において、石炭、石油、またはガスに関連する経済活動に対して、資本支出を行っていません。

移行計画達成のための主要な計画・過程

2050年までのネットゼロ目標の達成に向けて、当社は2015年度を基準年として、Scope 1、Scope 2およびScope 3のGHG排出量を90%削減し、2050年までに残りの10%の排出量を中和することを目指しています。具体的な施策として、Scope 1排出量の削減には、ボイラーで使用する化石燃料の代替が必要であると認識しています。また、Scope 3排出量についても削減目標を設定しています。これらの取り組みの一環として、当社は、GHG排出量削減に向けて受託製造機関(CMO)およびその他のビジネスパートナーの支援と協力を求めるとともに、一次データの提供を要請しています。

また、残余排出量について中和化を長期的課題として検討します。中和化の手段としては二酸化炭素除去などが想定されますが、どのような技術を活用するかについては今後の課題であり、現時点では中和化は用いていません。



第4章:環境(気候変動)

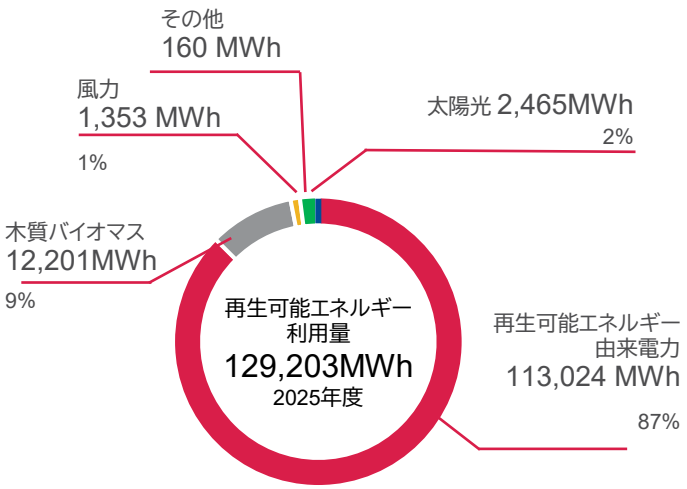
移行計画の達成に向けた進捗状況

スコープ1+2の排出削減は再生可能エネルギー由来電力の導入を主な手段として推進しています。自社敷地に設置する太陽光パネル発電設備についてはこれまでつくば研究センター、ケリー工場、ダブリン工場、瀋陽工場などで設置を推進しました。再生可能エネルギー由来電力の購入については、高萩技術センター、つくば研究センター、つくばバイオ研究センター、富山技術センター、焼津技術センター、ダブリン工場、ケリー工場、ユニバーサルセルズなどで活用推進しています。

バリューチェーンパートナーの温室効果ガス排出削減に向けたエンゲージメントも推進しています。これまで、調達購入金額が多いパートナーを招待して開催したオンラインミーティングで当社の取り組みの認知を得るとともに、ビジネスパートナーが算定する温室効果ガス排出データ(プライマリーデータ)の活用に向けた検討を推進しています。

2025年度において、当社はエネルギー効率の向上を目的として、主に事業所における再生可能エネルギーの利用促進および省エネルギー対策の実施に向け、約14億円の投資を行いました。また、事業所およびサプライチェーン全体におけるGHG排出量の削減に向けた取り組みを継続しました。

再生可能エネルギーの拡大は、当社のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量削減に向けた取り組みにおける主要な要素の一つです。当社は、各地域の事業運営状況や市場環境に応じて、自家発電による再生可能エネルギーの利用と再生可能エネルギー電力の調達を組み合わせて活用しています。2025年度には、ダブリン工場および瀋陽工場においてオンサイト太陽光発電設備を拡充するとともに、焼津事業場および富山事業場においてコーポレートPPAによるオフサイト再生可能エネルギー電力の調達を開始しました。当社は今後も、グローバルな事業活動全体を通じて、信頼性の高い再生可能エネルギーの調達および発電の拡大機会について評価を継続していきます。



第4章:環境(気候変動)

気候変動関連のリスク分析

気候変動リスクに関しては、社内に情報開示に関する部門横断チームを設置し、シナリオ分析を実施しています。気候変動は1.5℃シナリオで移行リスク、4℃シナリオで物理的リスクが顕在化するという想定の下、気候変動のリスクと機会を分析しました。分析対象は当社グループ全体であり、分析対象期間は、短期(1年)、中期(1～5年)、長期(5年以上)です。2021年度からは、毎年、気候関連リスクと機会の分析を実施しています。2024～2025年度には、当社の主要拠点およびバリューチェーンにおける物理的リスク分析を実施しました。

2025年に実施した物理リスク検討の際には、当社の拠点(20ロケーション)に加えて主要製品の原薬製造等に関連するCMO[*1](19ロケーション)と主要な物流拠点(20ロケーション、主要な15のマーケットをカバー)を分析対象に含めました。

物理リスク分析においては、IPCC[*2]が公表する高排出シナリオであるSSP5-8.5シナリオを、移行リスク分析においては、SSP1-1.9、SSP1-2.6シナリオを使用しました。このほか、分析に際してはIPCC第6次評価報告書(AR6)、IPCC特別報告書“Global Warming of 1.5℃”、国際エネルギー機関(IEA)”Net Zero by 2050”などを参照しました。

*1 Contract Manufacturing Organizationの略。医薬品製造受託機関。
*2 Intergovernmental Panel on Climate Change Sixth Assessment Report (IPCC AR6) Synthesis Report – Summary for Policymakers
https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_SPM.pdf
※これより先は外部サイトへ移動します。移動先のウェブサイトにおける掲載内容やサービス、個人情報の取り扱い等について、当社は一切の責任を負いません。お客様ご自身の責任においてご利用ください。

物理リスク分析で参照したSSP5-8.5シナリオでは産業革命前と比較した21世紀の終了時点における平均気温の上昇は4.5℃と想定されます。化石燃料を積極的に利用し、大規模な工業化やインフラ開発が進むことが前提となります。技術革新における脱炭素関連の優先度は低いことが想定されます。

移行リスク分析で参照したSSP1-1.9、SSP1-2.6シナリオは平均気温の上昇はそれぞれ1.5℃および2℃弱と想定され、脱炭素を推進する政策が採用されると同時に中和化など脱炭素社会の実現に必要な技術革新も推進されることを前提としています。

なお、物理リスク分析は当社の主要拠点(工場、研究所および主要オフィス)およびバリューチェーンを対象としました。移行リスク分析はアステラスグループ全体を対象としています。評価対象となった拠点のほとんどは、東アジア、北米、欧州にあります。

第4章:環境(気候変動)

気候変動に関連するレジリエンス

シナリオ分析の結果、以下のリスクと機会が特定されました。特定された影響は当社の戦略およびビジネスモデルに組み込まれており、当社が策定した移行計画および現在計画中の緩和・適応アクションは、これらの気候関連リスクに対する当社のレジリエンス向上に直接的に貢献しています。

一方で、これらのレジリエンス評価は、今後の気候条件の変化や規制・政策の動向、技術革新のスピードなど、将来世界の現実における不確実性の上に成り立っています。

このような不確実性の中にあっても、気候変動緩和・適応のための継続的な投資を通じて、短期・中期・長期のすべての時間軸において、自社の戦略とビジネスモデルを気候変動に適応・調整させる十分な能力を備えています。

気候変動によるリスク	潜在的な影響	財務への影響	影響を受ける期間	当社のレジリエンス
移行リスク(1.5℃シナリオで顕在化するリスク)				
政策と法				
GHG排出価格の上昇(炭素税の支払いによるコスト上昇)	再生可能エネルギーの導入が進んでいない事業場に対して炭素税の支払いがコストとして上乗せされる可能性がある。	スコープ1+2: 2030年度に1トンあたり100ドルの炭素税を想定すると11億円	中期～長期	事業所で消費する電力の一部は、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用して自家発電されている。 事業所において購入する電力を再生可能エネルギー由来電力への切り替えを推進している。 スコープ1排出量削減のための排出権クレジットの購入と、購入に伴うコスト抑制策については、今後の検討課題となる。
		スコープ3: 2030年度に1トンあたり100ドルの炭素税を想定すると100億円	中期～長期	スコープ3 カテゴリー1:原材料の使用最適化に取り組む。サプライチェーンのサステナビリティロードマップを策定し、購入製品のCO_2排出量データを分析し、排出量削減を優先的に進める。
GHG排出規制に伴う既存施設の陳腐化、減損処理	環境規制の強化により、設備の廃棄を求められる可能性がある。 フロンガスを用いた冷凍設備と化石燃料を使用する車両は、2035年以降一部の国で利用できなくなる可能性がある。	影響は軽微	中期～長期	廃棄を迫られている既存設備・資産はない。 フロンガスについては、法令を遵守し、適切な措置を講じている。 2030年以降は、自動車の進化(内燃機関から電気モーター・EV、燃料電池へのシフト)への対応が求められる。営業車両やトラックのEV化、輸送手段のモーダルシフトは、事業運営に影響を及ぼす。
テクノロジー				
低排出技術に移行するためのコスト	低排出設備への投資に伴いコストが発生する。	12億円 当社の気候変動投資額から推計。	短期～長期	炭素税負担を軽減するため、効率的なプロジェクトを選択し、投資する。 太陽光パネル発電など比較的規模が大きいプロジェクトについては、電力購入契約など、投資以外の手段を検討する。
マーケット				
エネルギーコストの上昇	エネルギーあるいは原材料の価格上昇がコスト上昇につながる。インフレはコスト上昇を悪化させる。	電力1kWhあたり10円の値上げで、費用負担は20億円増加する。	短期～長期	今後、規制変更に伴う事業所における電力・エネルギー消費コストの増加は課題となるが、気候変動による医薬品製造原料コストの大幅な上昇は想定していない。 再生可能エネルギー由来の電力を活用することで、化石燃料価格上昇の影響を軽減する。

第4章:環境(気候変動)

気候変動によるリスク	潜在的な影響	財務への影響	影響を受ける期間	当社のレジリエンス
物理リスク(4℃シナリオで顕在化するリスク)				
急性的				
洪水その他の急性的な極端な気象	洪水などにより自社事業場の操業が停止する。サプライチェーンが機能しなくなる。	5億円 富山技術センターの洪水対策を参考に算出	短期～長期	富山技術センターの浸水対策は以下の内容からなり、投資額は5億円と見積もられた。 - 受電棟周囲に高さ3mの防水壁を設置 - 高さ3m以上の変電設備を新設 - 発電機を購入 同様の対策が必要な場合は、同額の投資を検討する。
慢性的				
降水パターンの変化 平均気温上昇	渇水により自社工場およびサプライチェーンの操業に影響および、製品出荷の遅延が発生する。 平均気温が上昇した場合、事業場の空調運転に伴うエネルギーコストなどに影響が出る。	影響は軽微	短期～長期	IPCC AR6 SPM SSP3-7.0シナリオによれば、2050年の世界全体の海面上昇は1900年と比較して0.5m未満であり、このレベルの変化は事業に重大な影響を与えない。 降水パターンの変化は、当社の事業に重大な影響は想定されない。 平均気温上昇の分析は、本レポート内「気候変動の物理的リスクの地理的分析」を参照

気候変動による機会		財務への潜在的な影響	影響を受ける期間	当社の対応
資源効率	・効率的な生産および流通プロセスの使用 ・リサイクルの利用	運営コストの削減	短期～長期	感染症の流行や地震、風水害などの自然災害時においても医薬品の安定供給を維持するため、国内に3つの物流センターを運営している。 ヨーロッパ各国、アメリカでは、製薬メーカー複数社が共同利用する倉庫を使用し、流通プロセスの効率化を図っている。 研究・生産サイトの空調排熱を回収し、給気の加温に利用し熱利用効率を高めている。
エネルギー源	より低排出のエネルギー源の使用	炭素費用の変化に対する感度低下	短期～長期	ボイラー燃料を液体燃料から気体燃料に変更している。 営業車両のハイブリッド車および電気自動車の導入を推進している。 アイルランド・ケリー工場で風力発電およびバイオマスボイラーの利用に取り組んでいる。
製品、サービスと市場	・新製品またはサービスの開発 ・新しい市場へのアクセス	変化するニーズに対応し、収益の増加	長期	気候パターンの変化により疾患の蔓延地域、罹患率、重症化率が変化する可能性がある。心疾患、呼吸器疾患なども増加の可能性がある。

第4章:環境(気候変動)

気候変動の物理的リスクの地理的分析

IPCC報告書では、気候変動による異常気象の増加が指摘されています。しかしながら、脱炭素社会への移行がどのように進むかについては不確実性が高く、当社の事業への将来的な影響を予測することは困難です。当社は、自社事業拠点、製造委託先拠点、物流拠点を含むバリューチェーンにおける物理的リスク(洪水、風力、山火事、熱波)の影響についてシナリオ分析を実施しました。

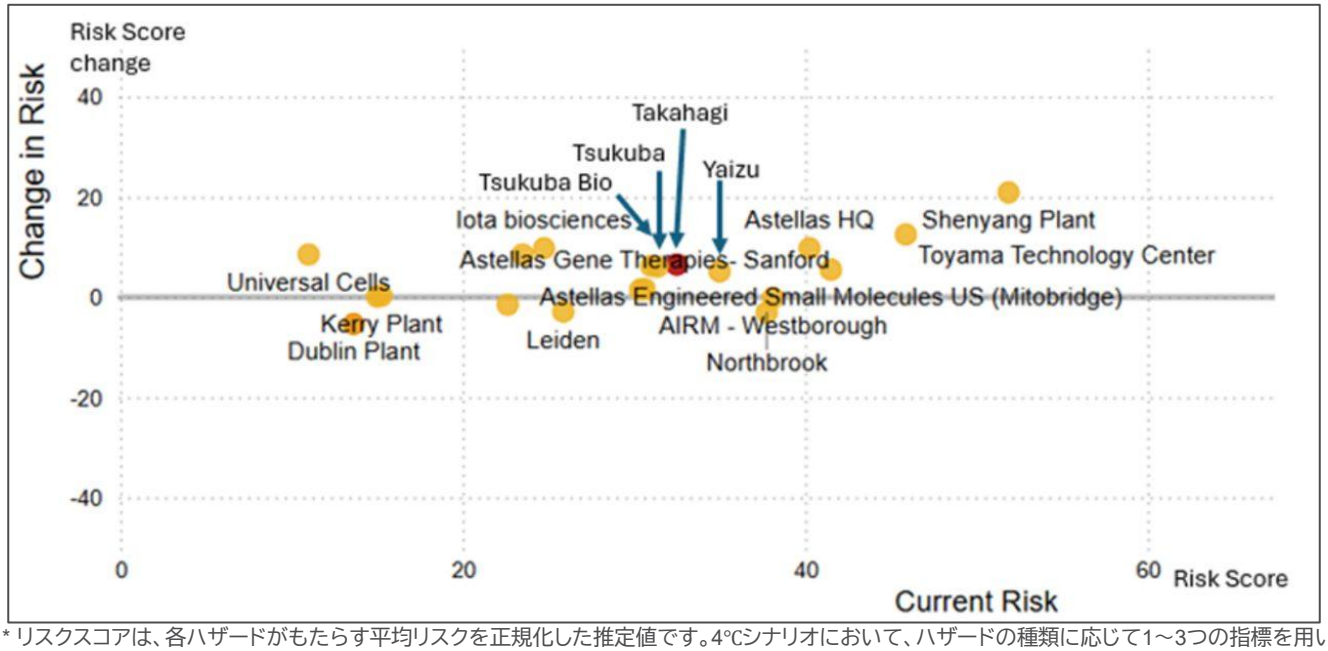
評価対象は、当社のオフィス、製造施設、研究センター、そしてバリューチェーン拠点です。評価対象となった拠点のほとんどは、東アジア、北米、欧州にあります。短期、中期、長期の定義はリスク機会分析における定義と同じで、長期は当社のネットゼロ目標年(2050年)を含みます。参照された気候シナリオは、産業革命以降の世界の平均気温上昇が2℃未満に抑えられるシナリオ(SSP1-RCP2.6)、2～3℃上昇するシナリオ(SSP2-RCP4.5)、4℃を超えるシナリオ(SSP5-RCP8.5)の3つです。

リスクマトリックス分析の結果

リスクマトリックス分析において、当社の施設の中で最もリスクが高いのは瀋陽工場でした。4℃シナリオでは、2050年における洪水、熱波、降水リスクの増大が潜在的な課題として検出されました。

* 物理的リスクの影響は、各サイトが90メートルのグリッド解像度で位置する場所に基づいて分析されたため、現在導入されているリスク軽減策は考慮されていません。そのため、実際の影響はここで推定される損失と異なる可能性があります。

現在のリスクと、>4°Cシナリオにおける現在と将来(2050年)のリスク変化



* リスクスコアは、各ハザードがもたらす平均リスクを正規化した推定値です。4℃シナリオにおいて、ハザードの種類に応じて1～3つの指標を用いて算出されます。例えば、降水リスクは100年に1度発生する事象における1日の最大降水量を指し、山火事リスクは年間の山火事発生確率を指します。

第4章:環境(気候変動)

当社に影響を及ぼす可能性のある主なリスク

降水

本分析では、全地点において豪雨の発生頻度が増加すると予測されています。焼津技術センターの所在地では、4℃シナリオを用いた2020年モデルでは50年に一度の豪雨レベルの降雨量が1日あたり357mm、2050年モデルでは398mmと推定されました。

最もリスクが高い日の最大降水量の変動

拠点名	国	>4°C シナリオでの一日最大降水量(ミリメートル)					
		10年に一度レベル			50年に一度レベル		
		2020モデルのベースライン	2050	% 変化	2020モデルのベースライン	2050	% 変化
焼津技術センター	日本	252	279	10	357	398	12

洪水

富山技術センターの立地は、100年に一度発生する可能性のある最大8.5メートルの洪水の危険性があるとされ、特に懸念されます。高リスク地域における洪水リスク対策を評価し、2050年までに潜在的な洪水リスクへの対応が十分に整っているかを確認する必要があります。

熱波

現在、当社にとって熱波は大きなリスクではありません。1～100のスケールで評価した場合、現在の平均リスクは29です。しかし、気温上昇が4℃を超えるシナリオでは、2050年までに熱波リスクが顕在化する可能性があると示唆されています。Astellas Gene Therapies Sanfordの所在地では、2050年には年間最高気温が35℃を超える日数が41日になると推定されています。建物の冷却が不十分な場合、熱波によって 従業員の生産性に影響が生じる可能性があります。

>4℃シナリオで2050年に35℃を超える日数(当社拠点)

拠点名	国	年間で35℃を超える日数	ベースラインからの%変化
Astellas Gene Therapies- Sanford	米国	41	78

強風

強風は、建物が耐風設計になっていない場合、甚大な被害をもたらす可能性があります。しかしながら、日本には厳格な建築規制があり、建物の立地、高さ、用途に応じて定められた風速荷重に耐えられるよう設計することが義務付けられています。

2050年に100年に1度レベルの突風(風速200km/h以上)が観測される拠点

拠点名	国	突風(km/h)
焼津技術センター	日本	232

第4章:環境(気候変動)

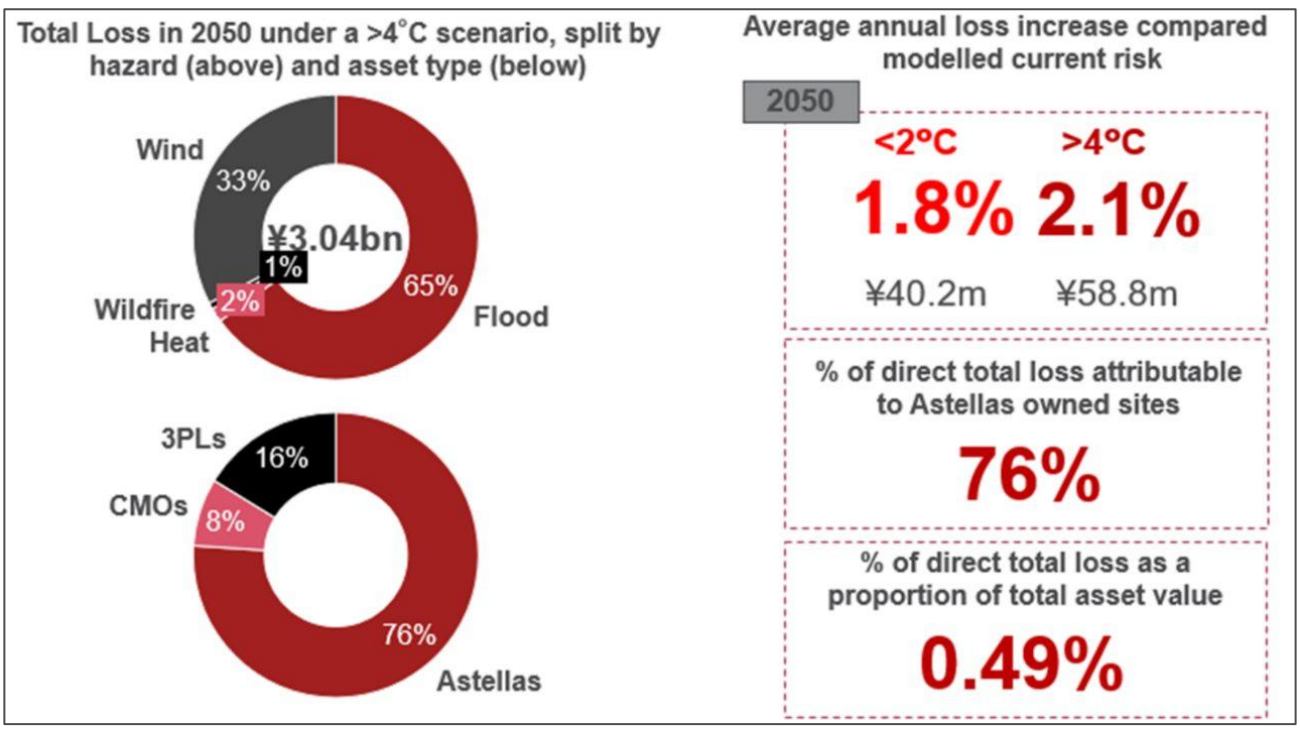
その他

寒冷は現在高いリスクスコアが示されていますが、2050年までにすべてのサイトでリスクは大幅に低下します。山火事はリスクが示唆されている 3PL (サード・パーティー・ロジスティクス)がありますが、雹/雷雨はいずれの場所においても高いリスクは示されていません。

財務インパクト

当社の財務インパクト評価は、4つの災害(洪水、風、山火事、熱波)について実施されました。洪水、風、山火事については、すべての期間における影響を集計し、確率加重した平均年間損失として評価しました。熱波については、最高気温が35℃を超える日数に基づく生産性損失として評価しました。

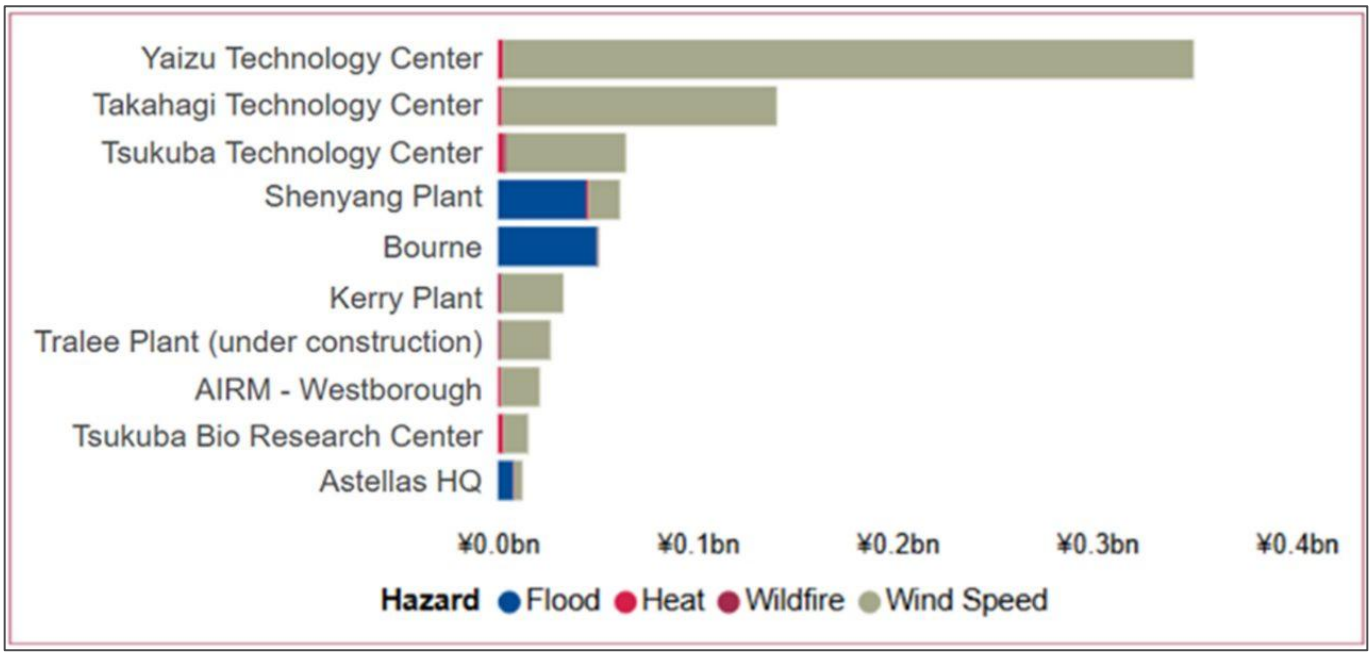
>4℃シナリオでは、2050年に洪水、風、熱波、山火事による総財務損失は30億円と推定されています。洪水は直接損失総額(19億7千万円)のほぼ3分の2を占め、そのうち67%は富山技術センターにおける推計値です。富山における洪水による潜在的損失は、すべての災害による直接損失総額の44%を占めています。強風は直接損失総額の1/3(9.9億円)を占めています。建物の損害による損失は強風による直接損失の66%を占めています。財務影響が最も大きい拠点は、台風の頻発地域に位置しています。2050年に気温が4℃を超える場合、熱波は当社にとって最も重大な気候災害の一つですが、このリスクによる財務影響は他の災害と比較して限定的です。これは、当社のすべての拠点に適切な空調換気システムが設置されており、定期的に更新・メンテナンスされているためです。



第4章:環境(気候変動)

富山技術センターは、>4℃シナリオにおいて2050年に洪水の影響により15億円の損失が推計されています。下の棒グラフは、富山を除く当社施設における総損失額上位10施設を示しており、強風や洪水が当社施設に影響を及ぼすことを示しています。

損失の可能性がある上位10拠点(富山技術センターを除く)



不確実性の領域

IPCCで提示されているシナリオの温度上昇については幅を持たせた推計となっています。IPCC AR6 Summary for Policymakers Table SPM.1においてSSP5-8.5シナリオの2041-2060年の気温上昇はbest estimateで2.4℃、very likely rangeで1.9-3.0℃とされています。SSP1-1.9シナリオでは2041-2060年の気温上昇はbest estimateで1.6℃、very likely rangeで1.2-2.0℃とされています。

SSP5-8.5 は「化石燃料依存のまま高排出が継続する」極端シナリオであり、化石燃料依存の継続性に不確実性があります。SSP1-1.9およびSSP1-2.6シナリオにおいては化石燃料の使用制限のための制度(高負担の炭素税など)の導入、および二酸化炭素除去などネットゼロ実現に必要な技術開発の実現に不確実性があります。

戦略・事業モデルの適応能力

太陽光発電設備の設置など気候変動対策としての設備投資は医薬品製造の設備投資の範囲内で実施しており、気候変動対策のための資金調達(グリーンボンドの発行)などは想定していません。

気候変動対策を目的として、既存設備の転用・廃棄が必要になる事態は想定していません。設備更新の際には環境性能に優れた設備の導入に努めています。

最近の主な投資としては建設中のアイルランド、トラリー工場があります。新工場は、当社のサステナビリティ実現に向けた考え方に沿って建設され、エネルギーと環境設計におけるベストプラクティスを採用しています。工場建設では、LEED®ベースラインと比較して、水の使用量を約50%、操業時のエネルギー強度を1/3以上削減し、埋め立て廃棄物をゼロにすることを目指します。従ってこの投資は当社のレジリエンスを強化すると期待されます。

第4章:環境(気候変動)

気候変動の緩和および適応に関する方針

当社の気候変動に関する環境行動計画は、Science Based Targets initiative(SBTi)の承認を受けた目標に基づいています。2023年1月、SBTiは当社の改定後のGHG排出量削減目標を承認しました。この目標は、2015年度を基準年として2030年度までにScope 1およびScope 2のGHG排出量を総量ベースで63%削減するとともに、Scope 3のGHG排出量を総量ベースで37.5%削減するものです。当社は、これらの目標達成に向けて、気候変動の緩和に関するアクションプランを策定し、その実行を継続しています。また、資源管理および廃棄物管理に関する環境行動計画についても継続的に推進しており、2021年度以降はより意欲的な目標を設定し、これらの取り組みを進めています。2025年度の実績は以下のとおりです。

環境目標についての2025年度実績

	目標	2025年度実績		
気候変動対策	温室効果ガスの排出量(スコープ1+2)を2030年度までに63%削減する(基準年度:2015年度)「1.5℃目標」(基準年度の排出量:201千トン)	基準年度比	60%	減
		(排出量:	81	千トン)
	温室効果ガスの排出量(スコープ3)を2030年度までに37.5%削減する(基準年度:2015年度)「well-below2℃目標」	基準年度比	-19%	減
		(排出量:	1,124	千トン)

GHG排出削減に向けた取り組み

基準年である2015年度からのスコープ1+2排出量の削減率は、2025年度において60%でした。主要な製造および研究拠点における再生可能エネルギー由来電力の活用、営業車のCO_2排出削減などが寄与しています。

拠点の最適化

2025年度の高岡工場の操業に由来するスコープ1+2排出量は2,513トンでした。操業の終了により、2026年度以降はこの排出量が削減されることになります。

営業車の導入

当社は、2008年度から営業用車両の利用に伴うGHG排出量の削減に取り組んでいます。各地域で、環境負荷の小さな車両(例:ハイブリッド車、電気自動車)への切り替えを継続的に進めています。ハイブリッド車の導入率が高い日本およびアメリカでは、車両台数に対するGHG排出量が他の地域よりも抑制されています。営業車の利用に伴うGHG排出量は、スコープ1(燃料使用)およびスコープ2(電気自動車での電気使用量)として報告しています。

データ項目	単位	2015年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業車利用による排出量	t-CO_2	28,725	13,380	13,323	10,707

実燃料使用量を把握できない場合は、走行距離、燃料購入費用、社用車での平均的な年間燃料使用量などからCO_2排出量を推定算出しています。アジア・オセアニア(一部を除く)のデータは含みません。

第4章:環境(気候変動)

サプライチェーンでの温室効果ガス排出量の把握

当社は、サプライチェーン全体での排出(スコープ3)の把握にも努めています。スコープ3の重要な排出源からのGHG排出についてもSBTを設定し、その削減に取り組んでいます。また、生産委託先をはじめ取引先にもGHG排出削減に向けた取り組みに賛同・協力いただく働きかけを行っています。スコープ3GHG排出量の詳細は、EHSデータページに掲載しています。

エネルギー消費量およびエネルギーミックス

2025年度の総エネルギー消費量は、450GWhであり前年より約9%(45GWh)減少しました。各地域とも空調機器の運転による電気の使用量が多いため、エネルギー使用量に占める電気の割合が高くなっています。継続的な省エネルギー活動、高効率機器の導入などによりエネルギー使用量の削減に努めています。

グローバル指標	単位	2023年度	2024年度	2025年度
総エネルギー量	MWh	558,039	494,739	450,265
うち再生可能エネルギー由来	MWh	103,504	93,083	129,203
比率	%	19	19	29
総電力使用量*	MWh	228,688	207,703	198,804
うち再生可能エネルギー由来	MWh	90,527	80,059	116,842
比率	%	40	39	59
購入電力量	MWh	226,691	205,273	190,088
うち再生可能エネルギー由来	MWh	88,530	77,628	113,024
気体燃料	MWh	252,061	210,279	191,295
液体燃料	MWh	56,069	55,942	44,338
購入熱	MWh	8,244	7,790	8,525
再生可能エネルギーの直接利用	MWh	14,974	15,455	16,019

* 購入電力量、再生可能エネルギーの直接利用(太陽光発電・風力発電)、およびコジェネレーションによる発電量です。当期よりコジェネレーションによる発電量を含めて計算しています。過年度データには、コジェネレーションによる発電量は含まれておりません。

第4章:環境(気候変動)

スコープ1、2排出量

指標	対象	単位	2023年度	2024年度	2025年度
スコープ1*	グローバル	t-CO_2	57,124	52,212	43,743
スコープ2 (マーケット基準)	グローバル	t-CO_2	63,047	55,621	37,171
スコープ1+2 (マーケット基準)	グローバル	t-CO_2	120,171	107,833	80,915
削減率(対2015年度)		%	-40	-46	-60
エリア別排出量	日本	t-CO_2	92,325	82,224	53,435
	スコープ1	t-CO_2	40,601	35,558	28,854
	スコープ2	t-CO_2	51,724	46,666	24,580
	海外	t-CO_2	27,846	25,609	27,480
	スコープ1	t-CO_2	16,523	16,654	14,889
	スコープ2	t-CO_2	11,323	8,955	12,591

* エネルギー起源CO_2以外の温室効果ガス排出量は含まれていません。グローバルの生産拠点および日本の研究拠点から排出されたフロン類のCO_2換算量は518t-CO2eでした。

第4章:環境(気候変動)

スコープ3排出量

指標	単位	2023年度	2024年度	2025年度
1.購入した製品・サービス	t-CO_2e	857,945	1,082,536	957,768
2.資本財	t-CO_2e	178,421	90,582	81,671
3.スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	t-CO_2e	29,755	27,410	23,634
4.輸送、配送(上流)	t-CO_2e	14,946	19,987	12,571
5.事業から出る廃棄物	t-CO_2e	1,296	1,151	777
6.出張	t-CO_2e	21,496	34,056	27,750
7.雇用者の通勤	t-CO_2e	2,310	2,004	1,888
8.リース資産(上流)	t-CO_2e	算定対象外	算定対象外	算定対象外
9.輸送、配送(下流)	t-CO_2e	14,668	15,048	15,928
10.販売した製品の加工	t-CO_2e	算定対象外	算定対象外	算定対象外
11.販売した製品の使用	t-CO_2e	算定対象外	算定対象外	算定対象外
12.販売した製品の廃棄	t-CO_2e	242	246	210
13.リース資産(下流)	t-CO_2e	271	3,301	1,660
14.フランチャイズ	t-CO_2e	算定対象外	算定対象外	算定対象外
15.投資	t-CO_2e	算定対象外	算定対象外	算定対象外
合計	t-CO_2e	1,121,350	1,276,323	1,123,857

スコープ1+2+3排出量

指標	単位	2015年度	2023年度	2024年度	2025年度
スコープ1+2(マーケット基準)+3総計	t-CO_2e	1,579,925	1,241,521	1,384,156	1,204,772

第4章:環境(気候変動)

GHG除去・カーボンクレジット

当社は2025年度においてGHG除去を活用していません。

また、当社は2025年度においてカーボンクレジットを使用していません。

再生可能エネルギー電力の調達手段としては、自社で設置した太陽光パネル、風力発電設備で発電された電力に加えて、再生可能エネルギー電力とみなされる電力メニュー、オフサイトコーポレートPPAの活用などを行っています。

内部炭素価格

当社は2025年度において全社的な内部炭素価格を導入していません。

2030年以降の温室効果ガス排出削減の取り組みは現在の取り組みをレベルアップさせる必要があると認識しており、気候変動対策の投資および費用の判断のために必要なレベルの内部炭素価格の導入について、検討予定です。

第4章:環境(汚染)

大気・水質・土壌汚染対策の対応

1. 大気、水質汚染物質に対して自主管理項目や自主管理値を設定し、環境への影響を最小化する。
2. 大気、水質、土壌汚染に関する管理物質の排出量測定・記録・検討・報告などの作業を確実に実施する。
3. 地下埋設配管の地上架設化や地下埋設タンクの管理に努め、配管などからの漏洩を防止する。
4. 事故、トラブルなどの緊急時に汚染物質が大気、水域、土壌環境へ排出されることを防止するための措置を計画的に講じ、環境への影響が大きい項目についてはバックアップシステムを導入する。

VOC排出量の削減

当社は、生産や研究で使用する溶媒類に起因するVOC*排出量の削減に取り組んでいます。また、化学物質による環境汚染、労働災害、健康被害を未然に防止する手段として、リスクの高い化学物質を使用しない製造方法の開発など、従業員や地域社会、さらには地球環境への影響を可能な限り少なくする努力を継続しています。2025年度の日本の生産・研究拠点におけるVOC排出量は21トンでした。

* Volatile Organic Compoundの略。揮発性有機化合物。

NOx排出量の削減

NOx*(窒素酸化物)の大気排出量の削減のため、当社は気体燃料(都市ガス、LNG、LPG)を使用するボイラーを導入しています。2025年度の日本の生産・研究拠点におけるNOx排出量は14トンでした。日本以外の生産拠点からのNOx排出量は、5.2トンでした。

* Nitrogen Oxidesの略。窒素の酸化物の総称で、物質が燃焼する際に空気中または燃料に含まれる窒素と酸素が反応して生成されます。

水質汚濁

当社は、水環境への環境負荷の大きさについて、日本ではBOD*1負荷量、海外ではCOD*2負荷量として把握し、情報公開しています。2025年度の日本の生産・研究拠点におけるBOD負荷量は6トンとなり、前年度より23%減少しました。日本以外の生産・研究拠点のCOD負荷量は3.8トンでした。

製造工程から水環境中に排出された化学物質は生態系に悪影響を与える可能性があるため、環境中への排出量を可能な限り低減する手段を研究・開発の段階から検討しています。また、自社で創製する将来の医薬品候補物質については自然界での分解の容易性(生分解性)を評価するなど、医薬品が生態系に及ぼす影響を確認しています。

*1 Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量を指し、河川の有機物による水の汚染の程度を示す指標に用いられます。
*2 Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量を指し、海域と湖沼の有機物による水の汚染の程度を示す指標に用いられます。

データ項目	単位	2023年度	2024年度	2025年度
大気汚染物質				
NOx排出量*1	トン	15	16	14
VOC排出量*1	トン	22	22	21
排水量、水質汚濁物質				
排水量*2	千㎥	6,217	6,694	6,011
BOD負荷量*1	トン	7	8	6
COD負荷量*1	トン	20	20	18

*1 日本の生産拠点、研究拠点
*2 グローバルの生産拠点、研究拠点。(なお、海外の研究拠点およびUSの生産拠点の排水量は、取水量と同値としています。)

第4章:環境(汚染)

事故・緊急事態への対応

河川の汚染、公共下水処理場のトラブルにつながる水域への有害物質の流出は、地域社会に対して重大な影響をもたらす恐れがあります。事故・緊急事態の発生に備え、バックアップ設備の設置など、環境汚染を防止できるシステムを計画的に整備し、汚染リスクの低減に努めています。また、事故やトラブルを回避するために、排水処理設備の運転管理の適正化と最終排水口での監視・測定の強化に努め、関連する排水基準への適合性を確認しています。

環境関連法規の遵守状況

2025年度、つくば東光台事業場で、排水のpH制御のための中和プロセスで発生したトラブルに伴い、一時的に排水pHの基準値逸脱が発生しました。行政へ速やかに報告を行うとともに、適切に再発防止策を講じました。なお、過去5年間には自治体と結ぶ公害防止協定値を超える事象が2件ありましたが、行政への報告を行い指導に基づいた対処をしています。

- 高萩事業場: 水質(2023年度)
- つくば事業場: 水質(2022年度)

環境関連の事故・罰金・苦情

2025年度、つくば東光台事業場で、配管の凍結に起因する廃液漏洩がありました。なお、フロン類の漏洩排出については、CO_2換算量を「第4章:環境(気候変動)」で開示しています。過去5年間の環境関連の罰金・苦情の発生状況は、以下のとおりです。いずれのケースも適切に対応を行い、再発防止策を講じました。

データ項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
罰金	0	0	0	1[*1]	0
苦情	0	0	1	1[*2]	0

*1 外部委託した水質試験において委託項目の一つが実施されていなかったことが判明し145USDの罰金を支払いました。

*2 消防設備点検時のサイレン音(非常放送)について、近隣住民より苦情連絡がありました。

土壌調査

2025年度、高岡工場において土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定が行われました。行政と相談しながら汚染の拡散防止措置を行い適切に対応しています。

基準超過した物質は以下の通りです。

- フッ素及びその化合物
- 鉛及びその化合物

なお、過去5年間の土壌調査の結果、他に汚染が発見された事例はありません。

第4章:環境(水資源)

水資源の有効利用

水資源は事業活動を支える重要な基盤であり、その安定的かつ効率的な利用は事業継続性の確保に直結します。水使用量の削減は、コスト低減や操業リスクの低減に加え、水ストレスへの対応を通じて持続可能な成長を支えます。当社は水資源の有効活用を重要課題と捉え、環境負荷低減と中長期的な企業価値向上に取り組んでいます。

水のリサイクルおよび使用量削減の取り組み

当社の操業では、上水・工業用水および地下水から取水した水のみを利用しています。操業で使用した水は排水基準に応じて処理をし、水環境へ戻しています。また、プロセス排水の最小化などを行いながら、継続して水使用量削減に取り組んでいます。

リスクの評価

当社の研究・生産活動では水の利用が欠かせません。各事業所では水の利用に必要な許可を行政から取得し、認められた排水基準を満たすよう処理をしたうえで排水しています。

また、当社では、World Resources Instituteが提供するAqueduct を用いて、工場などを置く操業地域固有の水リスクを分析しています。

現在、グローバルでの活動において枯渇が懸念される地域での水利用はありません。しかし将来、気候変動などの環境変化で水リスクが顕在化する可能性もあることから、リスク分析を行いつつ、できるだけ水への依存の程度を小さくしておくことが事業継続にも有利であると考えています。

水に関する目標

当社は、水資源の効率的な利用が、研究および生産活動の安定的な運営と事業活動の継続に不可欠であると認識しており、水に関して以下の目標を掲げています。

■水資源生産性を2025年度末までに、2016年度実績から20%程度向上する。

対象:国内外の生産拠点、研究拠点

指標:売上収益(十億円)／水資源投入量(千m^3)

2025年度の水資源生産性は、基準年度(2016年度)の126%の向上となりました。

水資源に関する現行の環境行動計画の目標は、2025年度に最終年度を迎えました。水資源生産性は2016年度を基準年として126%向上し、2025年度末までに生産性を約20%向上させるという目標を上回る結果となりました。当社は、これまでの取り組みの進捗、社会からの期待、水リスク分析の結果および事業環境の変化を踏まえ、水資源管理(ウォータースチュワードシップ)に関する新たな目標の設定を検討していきます。

水に関する指標

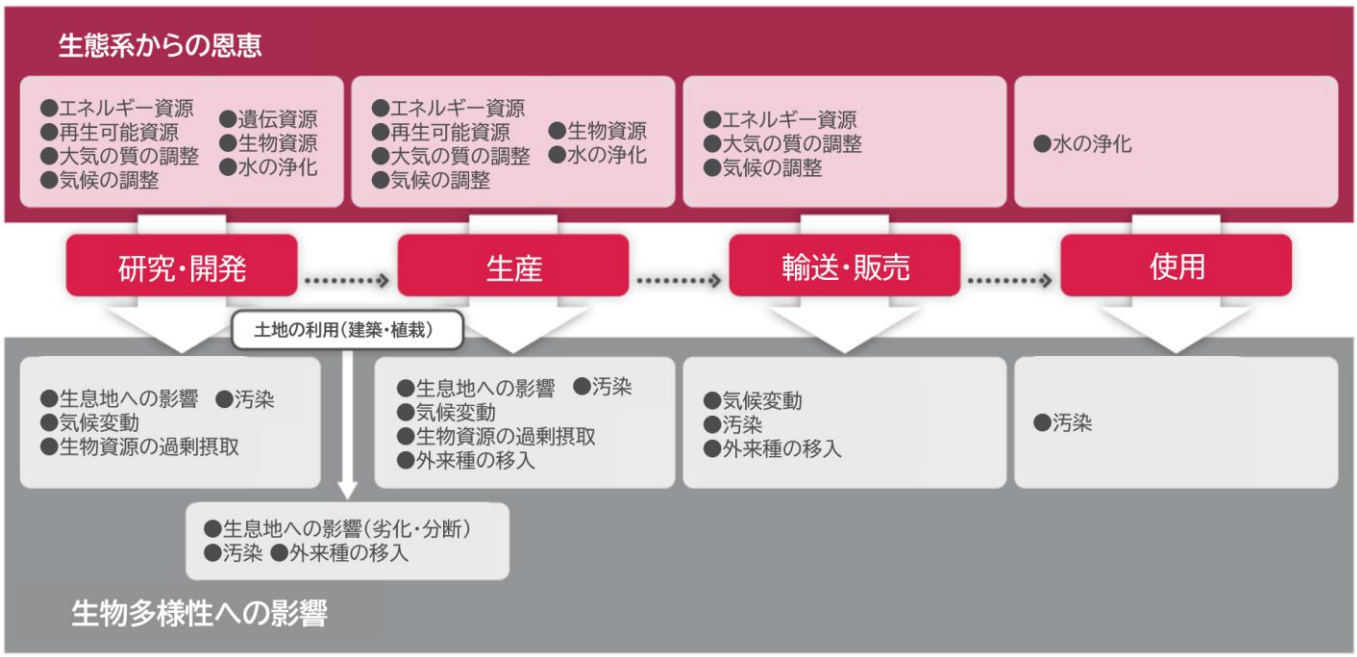
データ項目	単位	2023年度	2024年度	2025年度
総水使用量	千m^3	6,497	6,883	6,327
上水・工業用水	千m^3	6,151	6,484	5,801
地下水	千m^3	346	399	527
総排水量	千m^3	6,019	6,492	6,011
公共河川	千m^3	5,834	6,323	5,715
下水道	千m^3	185	169	170
売上収益	十億円	1,604	1,912	2,139
水資源生産性	十億円/千m^3	0.25	0.28	0.34

対象:グローバルの生産拠点、研究拠点。(なお、海外の研究拠点およびUSの生産拠点の排水量は、取水量と同値としています。)
上水・工業用水・地下水以外からの取水はありませんでした。

第4章:環境(生物多様性と生態系)

生物多様性に対する基本的な考え方

- 気候変動対策、環境汚染対策、資源循環などの取り組みを進め、生物多様性に与える総合的な環境負荷の低減に努めます。
- 環境負荷の低減、資源消費量の最小化など、生態系に及ぼす影響を可能な限り低減するための技術開発に努めます。
- 遺伝資源の利用にあたっては、国際的なルールや原産国のルールと整合した適切な取り扱いを検討し進めます。
- 生物多様性への取り組みをさらに広げ、自然と共生した持続可能な社会づくりを目指して、国、地域、国境を越えた関係者との連携、社会とのコミュニケーションに努めます。
- 健全な生態系がもたらす恵みに感謝するとともに、企業活動と生物多様性の調和の大切さを常に考え行動できる企業風土の醸成に努めます。



生物多様性への取り組み

当社は、生物の多様なつながりがもたらす恩恵に感謝し、すべての事業領域で事業活動が生態系に及ぼす影響を把握してその低減に努めることにより、生物多様性の維持・保全に取り組んでいます。また、生物多様性が維持・保全され、生態系からの恵みを持続可能な状態で利用できる自然と共生した社会づくりに貢献します。

また、経団連の「生物多様性宣言」に賛同し、経団連自然保護基金に寄付を行っています。

当社は、生物の多様なつながりがもたらす恩恵に感謝し、自社の事業活動が生態系に及ぼす影響を把握してその低減に努めることにより、生物多様性の維持・保全に取り組んでいます。生物多様性に関する現行の環境行動計画は、2025年度に最終年度を迎えました。これまでの取り組みの成果を基盤とし、社会からの期待の高まりや事業環境の変化を踏まえて、当社は生物多様性に関する枠組みを見直し、生物多様性保全への貢献をさらに推進するための新たな目標を設定します。また、経団連の「生物多様性宣言」に賛同するとともに、経団連自然保護基金への寄付を通じて生物多様性保全を支援しています。

第4章:環境(生物多様性と生態系)

「30by30イニシアチブへの参加」を通じた生物多様性保全への貢献

当社は、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す「30by30目標」に賛同し、「生物多様性のための30by30アライアンス」に加入しています。

2025年度、当社は生物多様性保全に関する実践的な取り組みを継続して推進しました。焼津事業場のビオトープ保全計画およびつくば事業場の緑地保全計画は、生物多様性増進活動促進法に基づく、自然共生サイトとして認定されました。これらの取り組みは、昆明・モントリオール生物多様性枠組および、その30by30目標と整合しています。また、両事業場はOECM*として国際データベースに登録される予定です。

* Other Effective Area-based Conservation Measuresの略。

生物多様性指数

生物多様性の劣化をもたらす危機を環境汚染、資源消費、気候変動に分類し、当社の生物多様性への影響を評価する指標としています。

項目ごとの環境負荷量の基準年度との相対値に指標ウエイトを乗じた値を「生物多様性負荷指数」とし、すべての項目の生物多様性負荷指数の合計値で評価年度連結売上収益を除した値を「生物多様性指数」と設定しました。この指数を基準年度と比較することで、改善の程度を把握しています。

$$\text{生物多様性指数} = \frac{\text{評価年度連結売上収益}}{\Sigma\left(\frac{\text{評価年度負荷量}}{\text{基準年度負荷量}} \times \text{ウェイト}\right)}$$

分類	指標	ウェイト(%)
環境汚染	Nox、Sox排出量	10
	化学物質排出量	10
	BOD、COD負荷量	10
	(小計)	(30)
資源消費	水使用量(グローバル)	20
	生物起源の原材料使用量	10
	廃棄物最終処分量	10
	(小計)	(40)
気候変動	GHG排出量(グローバル)	30
	(小計)	(30)
合計		100

第4章:環境(生物多様性と生態系)

生物多様性に関する目標

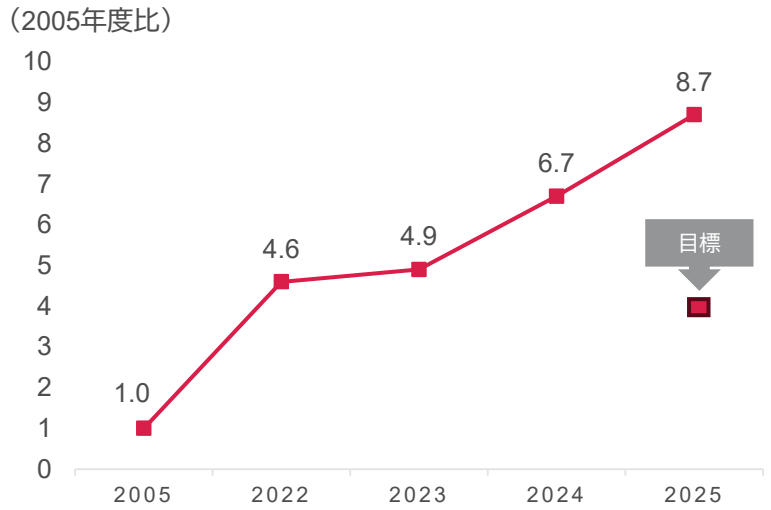
当社は、生物多様性の保全に関して以下の目標を掲げています。

■生物多様性指数を2025年度までに、2005年度の4倍に向上させる(グローバル)。

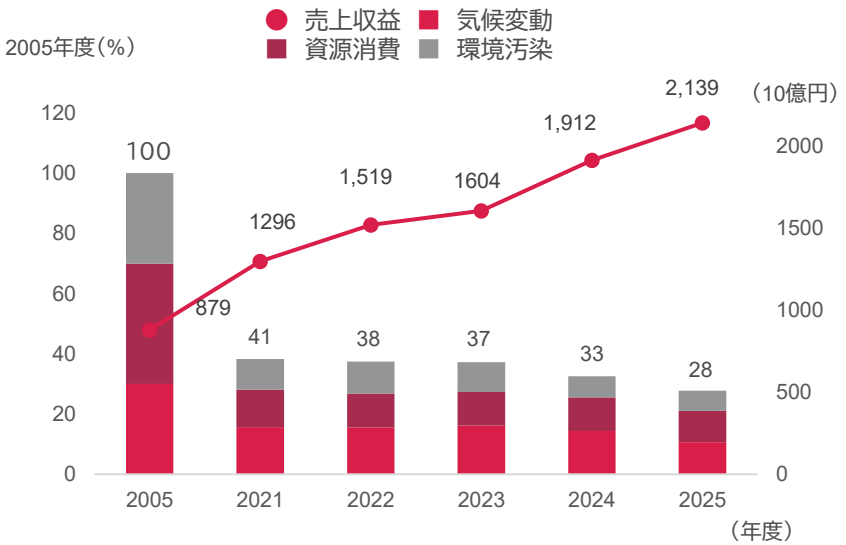
対象:グローバル連結

2025年度の生物多様性指数は、2005年度比で8.7倍となり、2025年度までに同指数を4倍にするという環境行動計画の目標を上回りました。当社は、事業活動と地域特性の関わりを踏まえ、生物多様性への影響を適切に評価・管理するための手法の高度化を継続的に進めます。

生物多様性指数の推移



生物多様性指数と売上収益の推移



第4章:環境(資源利用とサーキュラーエコノミー)

資源循環に向けた取り組み

当社は、持続可能な資源の利用が事業活動を継続する上で不可欠であり、循環型社会の構築に貢献するための重要な取り組みであると認識しています。資源利用および廃棄物管理に関する現行の環境行動計画の目標は、2025年度に最終年度を迎えました。これまでの実績、社会動向および事業環境の変化を踏まえ、当社はこれらの分野における新たな目標を設定してまいります。

廃棄物管理

当社では、廃棄物の積極的なリサイクルやリユースによって、最終処分量を限りなくゼロに近づける取り組みを推進しています。また、廃棄物発生量と経済活動との関連を「廃棄物発生量原単位」という指標で評価し、その改善に向けた取り組みを行っています。

バリューチェーンでの廃棄物管理

研究所や工場で発生する有害廃棄物による環境汚染や、廃棄物の不法投棄を防止することも廃棄物管理では重要です。これらを防止するために適切な処分方法を検討するとともに、委託先での処理が適切に行われていることを定期的な現地調査により確認しています。

高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理状況

当社で保管している高濃度PCB含有機器などの無害化処理を計画的に行い、2023年度中にすべてのPCB廃棄物の処理を完了しました。

容器包装リサイクルの取り組み

当社の製品は、医療機関を通じて患者さんに処方され、使用されたあとの包装材料が病院、薬局、一般家庭から廃棄されます。一般家庭からは主に錠剤やカプセルに使用されるブリスター包装(プラスチック)が廃棄されます。病院、薬局からはブリスター包装に加えて、ボトルやチューブなどのプラスチック類や金属、注射器に使用されるガラス、個装ケースや段ボールなどの紙類が廃棄されます。

医薬品の包装には、製品の安定性の保持や医薬品医療機器等法など各国法規で定められた事項の記載などの機能が必要です。当社ではこれらに加え、環境に配慮した材質の選択や、廃棄の際にリサイクルを促す材質表示などの取り組みを行っています。

取り組みの一環として、ブリスターシートに植物由来の原料を使用するバイオマスプラスチックの採用を開始しており、2021年度より日本向け一部製品において、実際に使用を開始しております。

日本では、家庭から廃棄される容器包装のリサイクルを進めるため、製品の販売者が容器包装リサイクル法(容器包装に関わる分別収集および再商品化の促進等に関する法律)に従い、廃棄物のリサイクル費用を負担しています。2025年度に家庭から排出されるアステラス製品由来のプラスチック、紙容器の合計量の見積りは190トンとなり、リサイクル費用の申込金額は834万円となりました。

第4章:環境(資源利用とサーキュラーエコノミー)

廃棄物に関する目標

当社は、資源利用および循環型経済に関して以下の目標を掲げています。

■廃棄物発生量原単位を2025年度末までに、2016年度実績から10%程度改善する。

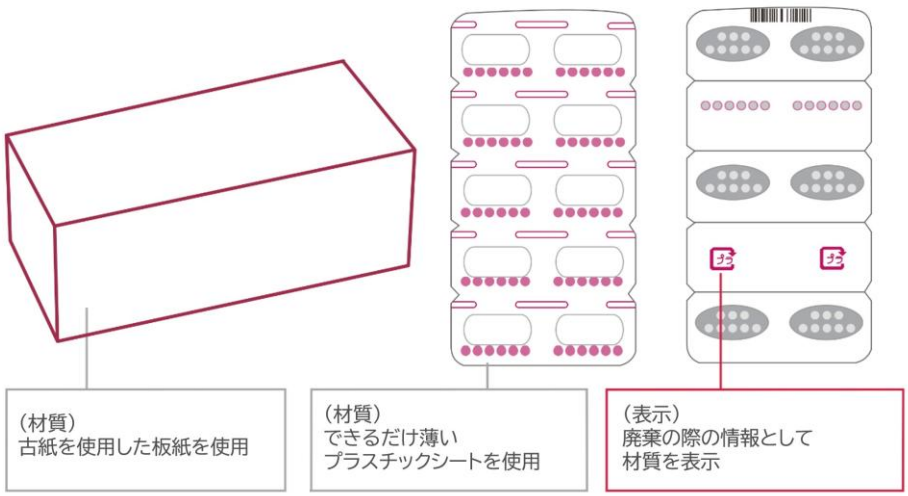
対象:国内外の生産拠点、研究拠点

指標:廃棄物発生量(トン)/売上収益(十億円)

2025年度の廃棄物発生量原単位は、2016年度を基準年として52%改善しました。廃棄物総発生量は11,257トン、最終処分量は75トン、売上収益は2兆1,390億円であり、廃棄物発生原単位は売上収益10億円当たり5.3トンでした。

プラスチックのリサイクル量の情報開示

当社は、事業活動を通じて発生するプラスチック廃棄物についても環境課題の一つとして認識しています。2025年度に日本国内で発生したプラスチック廃棄物は238トンでした。当社は、プラスチック資源の使用抑制およびリサイクル率の向上を通じて、国内におけるプラスチック廃棄物の発生量を250トン未満に維持することに取り組んでいます。医薬品包装においては、品質、安定性および規制要件を維持しながら、環境に配慮した材料の選定やリサイクルに関する表示を含め、環境に配慮した設計の検討を継続しています。



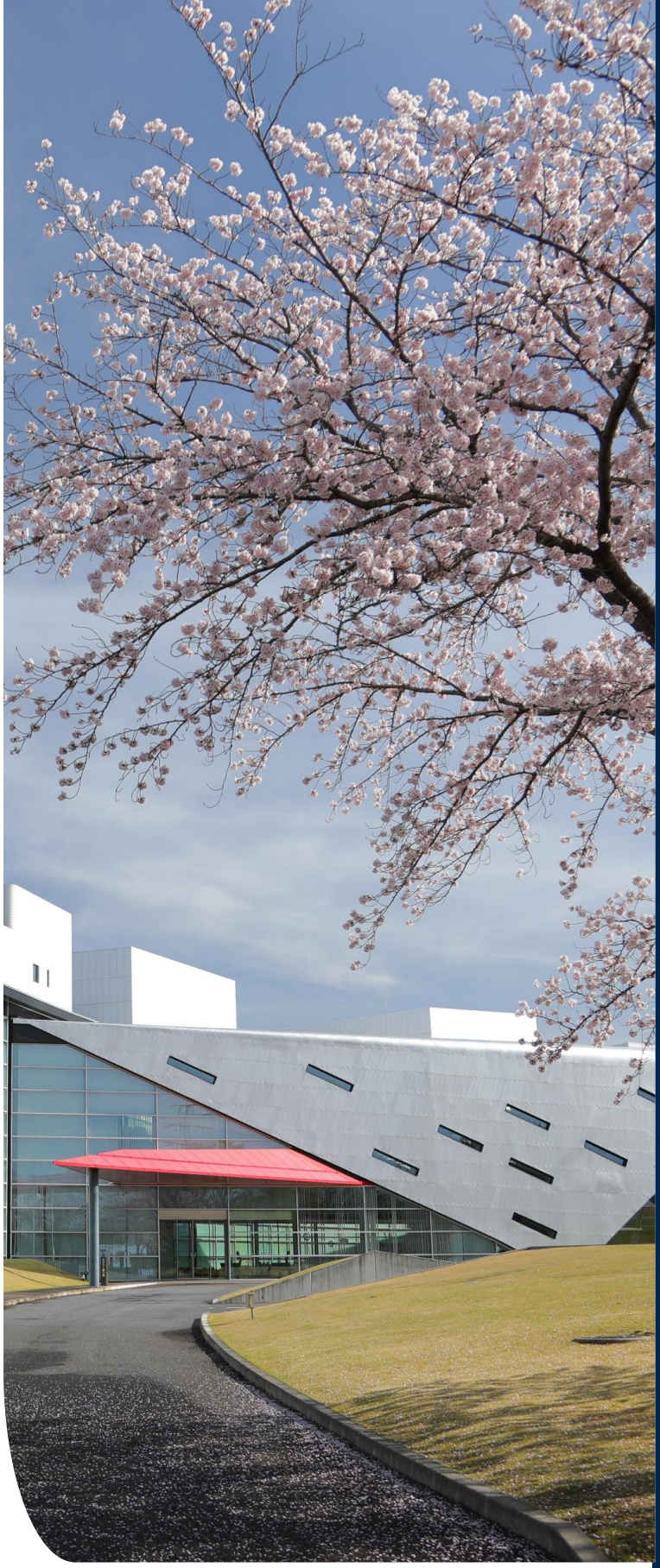
データ項目	単位	2023年度	2024年度	2025年度
廃棄物等発生量	トン	13,010	11,421	11,257
最終処分量*	トン	99	81	75
売上収益	十億円	1,604	1,912	2,139
廃棄物等発生量原単位	トン/十億円	8.1	6.0	5.3
改善率(2016年度比)	%	25	45	52

対象:グローバルの生産拠点、研究拠点

* 日本の生産拠点・研究拠点・物流拠点

Social

社会



第5章:社会(自社の従業員)

人権に対するコミットメント

アステラスは、先端・信頼の医薬で世界の人々の健康に貢献することを経営理念に掲げています。アステラスは、あらゆる医薬品等の開発ステージにおいて個人の尊厳を尊重・保護することは最優先と認識しています。そして、私たちのステークホルダーの人権を尊重する責任があると認識しています。

自社従業員への方針

当社は、社内外の全ての人々の人権を尊重し、高い労働基準の維持に努めています。事業活動を行う全ての場所において、各国の労働と雇用に関する法律を遵守するとともに、「国際人権規約」「ビジネスと人権に関する指導原則」「労働における基本的原則と権利に関する国際労働機関(ILO)の宣言」といった人権・労働に関する国際的な基本原則を尊重しています。さらに、国連グローバル・コンパクトの10原則に署名しており、英国現代奴隷法等の遵守要請にも対応しています。

こうした基本方針のもと、当社は「アステラス行動規準」において、全従業員の人権・人格・個性の尊重、国際ルールや現地の法令の遵守、ならびに多様な文化・習慣の尊重を明記し、全世界のグループ会社で人権尊重の重要性を共有しています。「アステラス行動規準」は、従業員(常勤・非常勤を問わず)、役員、非正規社員のほか、当社に代わって業務を行う社外のスタッフを含む、当社で働くすべての者に適用されます。

●「アステラス行動規準」の詳細については、当社ウェブサイトより、企業情報をご参照ください。

https://www.astellas.com/jp/

第5章:社会(自社の従業員)

従業員エンゲージメントとインクルージョン

すべての業務を遂行し、経営理念を実現する原動力となる従業員は、当社の事業の中心に位置しています。当社は従業員の人権を尊重しており、これには差別の禁止、結社および団体交渉の自由の尊重、強制労働の禁止に関する権利が含まれます。さらに、平等な雇用機会を確保し、全従業員が活躍できる、安全で働きがいのある労働環境を提供しています。

当社は、グローバルに事業を展開する中で、労働組合が組織されている各国・地域において、地域の従業員代表組織との継続的なコミュニケーションや対話を実践しています。

日本においては、アステラス労働組合との間で安定的な信頼関係を構築し、従業員の労働条件の維持改善を目的に労働協約を締結しています。本協約の基本精神において、労使対等の原則と労働法および関係法令の誠実な履行を合意しているほか、従業員の人権保護に直接関連する取り決めとして「差別待遇の禁止」を明記し、公平で働きやすい労働環境の確保を労使間で約束しています。さらに、アステラス労働組合とは年間に複数回の協議や意見交換を定期的に実施し、従業員の「働きがい」や「働きやすさ」に関するニーズや課題について継続的な対話を行っています。

こうした強固な基盤の上で、当社は、グローバルな従業員が持つ多様な経験が、当社がサービスを提供する患者さんの多様性と同様に幅広いものであると認識しています。互いの違いを尊重し受け入れることで、すべての従業員がそれぞれの視点を仕事に活かすことができる環境づくりを目指しています。このようなダイバーシティ&インクルージョンの取り組みは、組織の創造性を高めるだけでなく、優秀な人材の確保や競争力の向上にもつながると考えています。

心理的安全性やエンゲージメント、エンパワーメントを生み出し、一人ひとりが受け入れられ活かし合える組織を醸成することは、質の高い効果的な協働や問題解決、意思決定、イノベーションを促進し、最終的には患者さんへの「価値」創造を実現すると信じています。この信念のもと、グローバル・各拠点において具体的な取り組みを展開しています。従業員一人ひとりの価値観や存在目的について「内省と対話」の機会を設け、相互に活かし合える企業文化の醸成を目指すとともに、キャリア、企業文化、ビジネス、コミュニティの各側面からエンゲージメントを高めるため、8つの「Employee Impact Group」(障がい者、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック、LGBTQ+、退役軍人、女性、アジア人、ユダヤ文化)を展開・運営しています。

グローバル・エンゲージメント・サーベイの実施

当社は年に一回、グローバルでの従業員のエンゲージメントを測定し、組織の課題と改善点を見出しています。各設問に対するスコアの可視化、組織健全性目標の分類別の分析、AIによるコメントのトレンド分析を行い、組織の強みと改善点を同時に掌握しています。

2025年10月実施のサーベイ結果では、エンゲージメントスコア*は73となりました。改善した項目は43項目であり、2024年10月サーベイ結果と比較すると、+4ポイントとなっています。2024年度に部門横断型のタスクフォースを立ち上げ、結果の深堀とエンゲージメント向上の取り組みを実施したことにより、改善につながったと考えます。今後もより一層の向上に取り組んでまいります。

* エンゲージメントスコアは全設問の中から特定の2つの項目のスコアに基づいて算出されています。

第5章:社会(自社の従業員)

コンプライアンスおよび内部通報制度

当社は、人権が侵害された場合、国家と企業は共同して被害者が実効的な救済(法的なものかどうかを問わない)を受けられるようにする責任があると認識しています。当社はコンプライアンス違反の防止に向けて継続して努めるとともに、当社の社内規程および業界に適用される法令やガイドラインを遵守する責任は従業員一人ひとりにあると考えています。そのため、エシックス&コンプライアンス(E&C)部を通じてガイダンスや教育研修を提供し、従業員および当社が倫理や法令等に則った適切な判断や意思決定を行えるよう支援しています。

また、当社は、従業員からのフィードバックの重要性や、従業員が救済を受ける権利を理解しています。そのため、従業員が報復を心配することなく、秘密裡に苦情や懸念を報告できる仕組みを整えています。懸念を伝える手段としては、直属の上司をはじめ、E&C部、法務部、人事部、Global Investigation Management Team(GIMT)、その他の関連部門など、複数の社内チャネルがあります。さらに、第三者(NAVEX社)が運営する社外ヘルプライン「EthicsPoint」を設置し、従業員のみならず外部ステークホルダーも利用できる体制を提供しています。EthicsPointの利用者は、電話またはウェブベースで報告を行うことができ、法令で認められる範囲において、自らの選択により身元を明らかにすることも匿名を維持することも可能です。

報告を受けた苦情および内部通報については、関連するグローバル規程および手順書に基づき、担当者(E&C部のほか必要に応じて法務部、人事部、その他関連部門、または外部弁護士が担当する場合もある)を任命した上で、厳正に調査を実施しています。調査結果を踏まえ、違反が認められた場合には、当該個人およびその所属部門に対して、再発防止ならびに改善に向けた必要な措置を決定し、適切に実施しています。さらに、業務やプロセスを積極的にモニタリングすることで、問題の早期発見やリスクの特定を図るとともに、教訓の共有、コミュニケーションや研修、プロセスの改善を通じて、将来のコンプライアンス違反の未然防止につなげています。

安全への取り組み

当社では安全衛生、保安、防災などに関する管理システムを構築し、組織的、計画的に安全衛生管理活動を推進しています。当社の従業員は、すべての業務において安全を優先することが求められており、労使において確認がされています。業務請負業者の安全管理については、定期的な安全教育の実施をアステラス環境・安全衛生ガイドラインにおいて規定しており、また必要に応じて許可作業としています。更に、事業場内の業務を委託している会社に対し委託業務に関する危険・有害性情報を提供するなど、事故、トラブルを防止するための仕組みを構築し、当社で働くすべての作業者の安全確保に努めています。

また、専門的なスキルを持った安全衛生担当者の継続的な育成や、決められた手順を日常の行動レベルまで落とし込むための訓練も重要であるため、事業所や部門間の連携によるスキル向上や、さまざまな安全教育を充実させています。

法令により設置が義務付けられた事業所では、事業所長が長となる労使の代表者が参加する安全衛生委員会を設置し、安全衛生や安全な職場環境の維持に関する議論を目的に定期開催しています。危険源の特定、リスクアセスメント、安全衛生に関する情報の共有などを行っています。

第5章:社会(自社の従業員)

安全衛生行動計画

当社では、安全な職場環境の維持確保、労働災害を未然防止し事故による労働災害を最小化することを目的に、安全衛生行動計画を定めています。また、環境および安全衛生への取り組みにおいて、当社が将来に目指すべき姿を統一の基準として示した環境・安全衛生ポリシーおよびガイドラインを設定しており、これらをベースに、各事業場において操業地域の法的要件に準拠した環境安全衛生マネジメントシステムの構築を進めています。さらに、ヨーロッパ、中国の生産拠点においてはISO45001を取得しています。各拠点において、定期的な内部監査や安全衛生委員会を通じた対話により、継続的なリスクの特定と低減に努めています。

強度率*1	重大な労働災害の発生を防止し、強度率0.005以下を維持する。(対象事業所:すべての事業所)
リスクアセスメント	リスクアセスメントによりすべての事業活動に関するリスクを特定し、自主管理基準を設定してリスク低減に取り組む。

*1強度率は、1,000延べ労働時間当たりの労働災害による労働者の労働損失日数で表します。この数字が高いほど災害の程度が重いことを意味しています。

労働災害の発生状況

労働災害を未然に防止するために、当社では国内外の事業場で発生した労災・ヒヤリハット情報は個人が特定されない内容で共有し、より多様な視点から安全な職場環境の確保に取り組んでいます。

2025年4月から2026年3月における死亡災害は0件、休業災害は10件で、その中で最も長い労働損失日数は、機器との接触事故(骨折)の 485日(見込み)でした。安全啓発活動を通じ、継続して労働災害強度率0.005以下を維持するためにグローバルでのリスク低減活動に努めます。

第5章:社会(自社の従業員)

労働災害の発生状況に関するデータ

地域	指標	2023年度 *3 *4	2024年度 *3	2025年度
日本 (アステラス製薬・国内グループ会社)	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	2	1	1
	度数率*1	0.20	0.11	0.12
	強度率	0.002	0.000	0.001
その他合計(海外)	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	15	8	9
	度数率*1	0.75	0.41	0.42
	強度率	0.003	0.011	0.036
エスタブリッシュドマーケット	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	6	4	4
	度数率*1	0.87	0.62	0.53
	強度率	0.003	0.025	0.085
チャイナ	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	0	0	0
	度数率*1	0	0	0
	強度率	0	0	0
インターナショナルマーケット	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	2	3	2
	度数率*1	0.67	0.86	0.47
	強度率	0.004	0.015	0.012
米国	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	7	1	3
	度数率*1	0.88	0.13	0.43
	強度率	0.004	0.000	0.010
合計	死亡災害発生件数	0	0	0
	業務上発生疾病による死亡件数	0	0	0
	休業災害発生件数	17	9	10
	度数率*1	0.56	0.32	0.34
	強度率	0.003	0.008	0.026

*1 度数率は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた休業を伴う災害を基準とし、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で表します。この数字が高いほど労働災害の発生頻度が高いことを意味しています。
*2 日本のみ派遣社員を含みます。
*3 通勤災害が含まれていたため、2023年のデータを修正しました。

第5章:社会(自社の従業員)

健康経営の推進

当社では、多様な働き方や健康支援により従業員のウェルビーイング向上、生産性・創造性の向上、自己実現の促進、組織力の強化を推進します。

定期健診および二次健診受診の徹底と必要に応じた受診勧奨(日本の取り組み)

定期健康診断受診率100%を維持するとともに、二次健診受診の徹底にも注力しています。2025年度の健康診断の結果、当社国内グループ全体の33.7%の従業員が再検査・精密検査が必要であると診断され、そのうち再検査未受診者は8.0%でした。今後も健康リスク者のフォローを強化し、早期で確実な受診を促すとともに、また、血圧・血糖値等が基準を超えたハイリスク者については、産業医面談を実施する等、個別にフォローしてまいります。また、従業員一人ひとりの生活習慣病予防に向けて、健康保険組合による実施が法的に求められている特定保健指導の支援を積極的に行っています。

健康増進とメンタルヘルスケア(日本の取り組み)

従業員の健康課題へのアプローチとして、健康調査の結果に基づきプレゼンティーズム*改善を目指した施策を2022年度から展開しています。2025年度は健康保険組合が推進する健康増進策として、運動、食事、睡眠、メンタルヘルス、女性の健康、仕事と治療・介護の両立支援など幅広い支援策や体験型・参加型のプログラムを実施し、従業員の健康行動の定着を促進しました。また、メンタルヘルスケアについては、社内精神科医や社外の従業員支援プログラム(EAP)を利用した健康相談体制を構築しています。法令に基づくストレスチェック(2008年より開始した心の健康診断を移行)を継続的に実施し、調査結果を考慮した職場の環境調整を行うとともに、メンタルヘルスを含め様々な健康課題をテーマにしたセミナーを実施し、ヘルスリテラシーの向上を図っています。

* 出勤している従業員の労働遂行能力の低下による労働損失のことを示します。

長時間労働の防止と年次有給休暇取得推進(日本の取り組み)

従業員一人ひとりの豊かな生活と生産性・創造性の高い働き方の両立を目指して、2015年より「働き方改革」に取り組んでいます。身体的、精神的な健康障害に結びつく長時間労働については、「健康管理時間*」を用いて全従業員の労働時間を適切に把握し、是正しています。また、年次有給休暇については、年間10日以上の付与者に対する年度内5日以上の確実な取得を前提に、従業員全員一人ひとりが年次有給休暇取得率70%以上(年間20日付与で14日以上)を目標とし、より一層の取得を推進していきます。

さらに、従業員が病気の治療と仕事を柔軟に両立させ、より安心して働くことができる環境を整備することを目的とし、2018年より「治療と仕事の両立支援制度」を策定しています。制度の周知、理解促進のための相談窓口の設置やガイドブック作成等の啓蒙活動に加え、2023年には社内有志メンバーによるがん罹患社員支援プロジェクト「Canサポ」が立ち上がり、社内での情報発信や研修を通じたアウェアネス向上、ピアサポートの定期開催と社内専門部門との連携、他企業との勉強会(両立支援コーディネーター資格の活用推進等)など、各種活動を推進しています。

* 当社独自の基準で、入退館や出退勤システムのデータを用いて一日の拘束時間を計算し、健康管理時間としています。

第5章:社会(自社の従業員)

傷病休業時の制度と補償(日本の取り組み)

ライフイベントの中でも、思いがけなく起こる病気やけがは、短期間の場合は年次有給休暇で対応できますが、長期の療養が必要になる場合にも安心できる制度が必要となります。

特別療養休暇制度は、1ヶ月以上の療養後も継続して入院・自宅療養を必要とする場合、1ヶ月が経過した翌日より操業日30日を限度として休暇が取得できる制度であり、2025年度は34名の利用がありました。なお、特別療養休暇の期間を過ぎた場合は、健康保険組合からの傷病手当金や団体長期障害所得補償保険などが用意されています。

また、治療と仕事の両立支援として、特別療養休暇の分割取得や時短勤務制度等を2018年より導入し、従業員が病気の治療と仕事を柔軟に両立し、安心して働くことのできる環境整備を行っています。

安心・安全な職場づくり(日本の取り組み)

職場に関する現状調査を行い、各ハラスメント等の課題解決に向けた対策を実施しています。「ハラスメントの撲滅(=0)」を目指して、各種研修の実施や全社へハラスメント対策に関するメッセージを配信するなど取組みを強化するとともに、従業員がお互いを尊重し、心理的安全性の高い職場環境の実現にも取り組んでいます。2025年度には経営陣専用の個室を廃止してフリーアドレス制を導入し、従業員が共通して利用できるオープンスペースを隣接させることで経営陣と従業員の垣根を取り払ったフロアを実現しました。こうした風通しの良い職場づくりによる組織を超えたコミュニケーションの活性化に加え、社内SNSのViva Engageや経営層との直接的なコミュニケーション(Ask Me Anything)を通じて経営層と社員の対話を促進し、社員のボランタリーなプロジェクト活動を通じた連携の活性化も図っています。

多様な労働時間制度(日本の取り組み)

当社では、従業員一人ひとりの役割と成果に基づく評価が基本であり、職務に応じてスーパーフレックスタイム制度、裁量労働制度など、多様な働き方を認める労働時間制度を導入しています。

2020年度4月からアステラス製薬および国内グループ会社ではコアタイムを廃止し、フレックスタイム制度からスーパーフレックスタイム制度に移行、2020年11月からはMR職にもスーパーフレックスタイム制度を導入しました。

子育て支援の取り組み

少子化が進行するなか、社会全体で子育て家庭を応援し、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、企業に対しても仕事と子育ての調和への取り組みが求められています。当社は、2007年、2012年、2014年および2018年に次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般企業として認定を受け、くるみんマークを取得し、2019年にはプラチナくるみんも取得しました。

子育て支援の取り組みとして、産前・産後や育児休業者の復職を容易にするため、希望者に対して休職中の会社情報の提供や自己啓発の機会提供のほか、新制度の周知や利用促進などを目的とした復職支援施策を実施するなど、コミュニケーションを促進するための対策を推進しています。また、育児休業復職時の託児費用補助などの支援策に加え、育児短時間勤務制度の期間延長や、在宅勤務制度、MR職の勤務地限定制度の導入など、さまざまな子育て支援制度を導入しています。

第5章:社会(自社の従業員)

女性の活躍の推進

当社は、人材の多様性には人種、国籍、性別、年齢等いろいろな視点があり、国や地域の状況によって課題がさまざまであると認識しています。日本では性別による多様性が十分ではないとの認識から、「女性の活躍」を推進することを出発点に活動を開始しました。2007年度に社長直轄のWIND(Women's Innovative Network for Diversity)プロジェクトを発足して以来、職場や上司、女性自身の意識・行動の変革を促す「チェンジ・マネジメント」と、業務プロセスや人事制度の仕組み・運用を見直す「枠組み改革」の両輪を同時に推進しています。当社は、全てのポジションやグレードにおいて、当社で働く全ての従業員がいきいきとやりがいをもって働き、ジェンダーに関わらず活躍している状態を目指しています。多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを通じた課題解決が、当社全体の競争力強化につながると考え、継続的に取り組みを推進しています。

この方針のもと、当社は、ジェンダーに関わらず活躍できる状態をさらに確実なものとするため、2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間を対象とした行動計画を策定し、現在以下の2つの目標を掲げて具体的なアクションを実行しています。

- 目標1:経営基幹職に占める女性割合を35%以上とする

 内発的動機付けを通じたキャリア開発やエンゲージメント強化、女性経営基幹職候補のタレントプール強化および能力開発支援等を通じて、経営基幹職に占める女性割合を高めています。
- 目標2:男性の育児休暇・休業取得率を100%にする

 ジェンダーに関わらず仕事と家庭を両立し、双方に貢献できる職場を実現することで、社員一人ひとりの人生を豊かなものとし、アステラスの持続的な成長につなげています。

こうした継続的な取り組みの結果、2025年3月末時点における当社の取締役の女性比率は41.7%、国内の女性従業員の割合は32%、経営基幹職に占める女性従業員の割合は19.7%となりました。また、社会からも高い評価を獲得しており、2014年3月に経済産業省「ダイバーシティ経営企業100選」に選出されたほか、2016年および2019年には女性活躍推進に優れた上場企業として「なでしこ銘柄」に選定されました。直近の2026年には、更年期を含む女性の健康課題に対して継続的かつ多面的に取り組んできた当社の姿勢が評価され、公益社団法人女性の健康とメノポーズ協会が主催する「2026年 女性の健康経営®アワード」を受賞しています。

加えて、当社は、経団連が呼び掛ける「2030年30%へのチャレンジ」に賛同しています。

「2030年30%へのチャレンジ」は、2020年11月に経団連が公表した「新成長戦略」において掲げられている「多様な人々の活躍推進」のうち、「2030 年までに役員に占める女性比率を30%以上にする」という目標を推進するための取り組みです。

当社は、これまでも女性活躍推進に取り組んでいますが「2030年30%へのチャレンジ」へ賛同することで、さらなるダイバーシティ&インクルージョンを推進し、企業価値向上を目指してまいります。

●経団連 「2030年30%へのチャレンジ」の詳細下記サイトをご参照ください。

https://challenge203030.com/

※これより先は外部サイトへ移動します。移動先のウェブサイトにおける掲載内容やサービス、個人情報の取り扱い等について、当社は一切の責任を負いません。お客様ご自身の責任においてご利用ください。

第5章:社会(自社の従業員)

ライフイベントに関するデータ*1

制度		2023年度	2024年度	2025年度
傷病	特別療養休暇	27人	37人	35人
看護	看護休暇	538人	503人	589人
育児・介護・配偶者の転勤	再雇用登録	再雇用者数:5人	再雇用者数:3人	再雇用者数:0人
結婚	結婚時同居支援	男性:2人	男性:2人	男性:2人
		女性:8人	女性:1人	女性:3人
妊娠・出産	母性保護休暇	3人	2人	2人
	産前・産後休業	97人	68人	74人
育児	育児休暇	111人	114人	91人
	育児休業等取得率*2*3	女性:135%	女性:122%	女性:86.2%
		平均利用期間:408日	平均利用期間:414日	平均利用期間:388日
		男性:93%	男性:82.5%	男性:82.8%
		平均利用期間:74日	平均利用期間:91.1日	平均利用期間:72.5日
	育児時間	9人	8人	7人
	育児短時間勤務	206人	133人	121人
		平均利用期間:669日	平均利用期間:335.7日	平均利用期間:400.7日
	育児のための営業用車両使用	男性:28人	男性:17人	男性:9人
		女性:75人	女性:47人	女性:34人
	託児費用補助	0人	0人	0人
	産休・育休復帰支援休暇付与	15人	35人	28人
介護	介護休暇	22人	21人	25人
	介護休業	4人	1人	2人
	介護短時間勤務	3人	1人	2人
育児・介護・けが他	在宅勤務	登録者数:4,662人	登録者数:3,262人	登録者数:3,350人
定年	継続雇用	新規契約者数:11人	新規契約者数:15人	新規契約者数:13人
社会貢献活動	ボランティア休暇	休暇:6人	休暇:8人	休暇:5人
		休業:0人	休業:0人	休業:0人
	骨髄ドナー特別休暇	4人	1人	0人

*1 日本連結ベース
　注)利用者数は、当該年度に利用していた数です。利用期間は、当該年度に制度を利用し、期間が確定した事例を対象としています。
*2 男性の取得率は、育児休業等および弊社の定める育児目的休暇制度の取得割合を算出したものです。
*3 前年度に出産し当年度に取得を開始した対象者を含むため、取得率が100%を超える場合があります。

第5章:社会(自社の従業員)

ライフイベントに関するデータの詳細

制度	詳細
特別療養休暇	従業員が1か月以上の医療処置を受けたのち、追加の入院または自宅での療養が必要な場合、最大30営業日の特別療養休暇が付与されます。この休暇は1か月後に直ちに開始されます。
看護休暇	従業員は、病気の家族を介護するために、規定日数の上限まで休暇を取ることができます。子供が1人の場合、規定日数は5日、2人以上の子供がいる場合は10日、配偶者および/または親の場合は5日です。休暇は半日単位で取得することができます。
再雇用登録	子育て、家族の介護、または配偶者の転勤に伴い退職を余儀なくされる正社員は、退職時に再雇用の登録を行うことができます。退職後の状況が変化し採用が必要な場合、これらの個人は優先的に考慮されます。
結婚時同居支援	営業職の人員について、結婚を予定している相手が特定の前提条件を満たす場合に、営業職の人員は、配偶者と一緒に生活できる地域への配属が許可されます。
母性保護休暇	妊娠に伴う合併症(つわり、流産のおそれ、妊娠高血圧症、早産など)により業務が不可能な場合、またはこれらの問題を防ぐため、あるいは妊娠4か月前に発生した死産や流産による怪我からの回復のために、2週間から3ヵ月の休暇を取得することができます。この休暇は、2週間から3ヵ月の各休暇ごとに複数回取得することができます。
産前・産後休業	従業員は、出産の前6週間前(多胎の場合は14週間前)に休暇を申請することができます。原則として、従業員は出産後8週間は職場に復帰することができません。
育児休暇	配偶者が出産する際、従業員は必要に応じて最大5日間の育児休暇を取得することができます。育児休暇の日数は、出産の2週間前から出産後8週間までの期間に分散して取得することができます。
育児休業	従業員は、子どもが3歳になるまで育児休業を取得することができます。
育児時間	1歳未満の子供を育てている女性従業員は、1日2回、各回30分の育児時間を申請することができます。
育児短時間勤務	育児短時間勤務制度を申請することができます。1時間または2時間短縮するオプションが利用可能です。(ただし、法定育児時間と合わせる場合、短縮時間は1時間に制限されます)
営業車の育児目的利用	営業担当者は、営業車を利用して、保育園やそのほかの施設へ子供を送り迎えすることができます。
介護休暇	介護を必要とする家族がいる従業員は、以下の期間を上限として休暇を取得することができます。原則として、1人の家族を介護する場合は5日間、2人以上の家族を介護する場合、10日間の休暇を与えられます。(休暇は半日単位で取得可能)
介護休業	介護を必要とする家族の介護のために、最長1年間の休暇を取得することができます。補充的な支援プログラムとして、従業員は休職前、休職中、復職後に面談に参加したり、会社からの情報を受け取るためにパソコンの貸し出しも可能です。
介護短時間勤務	家族を介護している従業員は、介護期間中、勤務時間を短縮する制度を利用できます。月間労働時間の25%を短縮でき、1時間、2時間、半日、1日単位で、四半期ごとに短縮オプションを選択できます。従業員は、このプログラムを複数回利用できます。また、このオプションを柔軟な勤務時間制度と併用することも可能です。
在宅勤務	このプログラムにおいて、当社は各申請者の目的、業務内容と質、利用頻度、および希望する期間を考慮し、予定する勤務時間の全部または一部を在宅勤務で行うことを許可する場合があります。
延長雇用	60歳以上で、専門的な技能や知識を有する従業員は、年間契約ベースで継続して勤務できます。
ボランティア休暇/休職	従業員がボランティア活動を通じて社会に貢献する自発的かつ積極的な取り組みを支援するため、当社では年間最大5日間のボランティア休暇を取得できます。また、ボランティア休職制度を利用して、最大3年間の休職することが可能です。
骨髄登録休暇	骨髄登録休暇制度は、当社が従業員の骨髄提供の希望を尊重する姿勢を反映したものです。この制度により、従業員は骨髄の登録と提供のために特別休暇を取得することができます。

第5章:社会(自社の従業員)

健康経営推進の取り組みによる成果

大項目	小項目	結果			目標値		中期目標
		2023年度	2024年度	2025年度	2025年度	2026年度	2027年度
健康的な生活習慣の定着	運動習慣の定着(健診の問診)	27.4%	29.8%	31.4%	32%	33%	34%
	朝食の欠食率(健診の問診)	22.3%	21.0%	21.2%	20%	19%	18%
	「睡眠により十分な休養が取れている人」の割合(健診の問診)	65.6%	67.2%	70.9%	68%	70%	70%
従業員のワークエンゲージメント	ストレスチェックにおけるワークエンゲージメント(偏差値)	54.3	55.0	54.7	56.0	56.5	57.0
従業員の生産性向上(プレゼンティーズム)	WHO-HPQ:世界保健機関 健康と仕事のパフォーマンスに関する調査 (生産性損失割合)	33.1%	31.7%	31.2%	30%	29%	28%
健康支援	定期健診受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	二次健診受診率	92.8%	95.0%	92.0%	100%	100%	100%
	特定保健指導実施率 * 任意継続被保険者・被扶養者等を含む	53.5%	67.6%	-	80%	80%	80%
	適正体重者割合 (BMIが18.5～25未満の者)	65.9%	65.0%	66.4%	66%	67%	68%
	ストレスチェック受診率	96.3%	97.6%	97.1%	100%	100%	100%
	高ストレス者割合	5.4%	5.3%	5.7%	5%	5%	4%
働き方改革	年次有給休暇取得率 (全社平均の数値)	85.6%	76.6%	74.9%	85%	85%	85%
	年次有給休暇取得率 (個人で70%以上取得している人の比率)	71.1%	67.0%	64.6%	100%	100%	100%
	健康管理時間外*80時間越えの人数(延べ人数) * 「健康管理時間」から「所定労働時間」を引いて算出した時間	71	59	119	-	-	-

※ 2025年度の特定保健指導実施率(実績値)は、2026年10月頃公表予定です。

第5章:社会(自社の従業員)

グリーンサプライ支援室(日本の取り組み)

当社は、障がい者がその能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現に向けて活躍できる場を提供することが自らの社会的責任のひとつであると認識しており、各種制度や就労環境の整備を行いながら、障がい者雇用の促進に努めています。

具体的な取り組みとしては、2011年4月にグリーンサプライ支援室を初めてつくば研究センター内に開設し、2014年10月には焼津製剤研究センターに、2016年4月には本社に3番目の拠点としてグリーンサプライ支援室を開設しました。ここで働く「グリーンスタッフ」と呼ばれる障がいのある社員が、それぞれの障がい特性や事業場の特性に応じ、機密文書の回収・処理業務、緑化維持管理や花卉の栽培、従業員のユニフォーム・靴のクリーニングや清掃業務、またリユース品の利用促進に向けた活動等を日々行っています。その特性に応じた職務の開発と提供を行いながら、「グリーンスタッフ」の皆さんが活躍できる環境を整え、各人の自立に向けた取り組みを進めています。

また、2013年度より、一般社団法人 企業アクセシビリティ・コンソーシアム(ACE)に参画し、「企業の成長に資する、新たな障がい者雇用のモデルを社会とともに確立する」ことを目指しています。

障がい者雇用率*

データ項目	2023年度	2024年度	2025年度
雇用率*	2.73%	2.91%	2.95%

＊国内連結ベース

労働組合との関係

当社の従業員は、アステラス労働組合を構成し、上部団体として医薬化粧品産業労働組合連合会に加盟しています。2026年3月31日現在における組合員数は2,451名です。労使協議の場として経営協議会や職場協議会、(安全)衛生委員会などがあり、それぞれの立場からの提案・意見交換を進め、労使双方のテーマの理解と認識を共有しています。

団体交渉の適用割合(従業員数*1上位10か国*2)

適用率*3	団体交渉適用率 (EEA*4、従業員50名以上) - 2025年度	団体交渉適用率 (非EEA、従業員50名以上) - 2025年度
0-19%	イギリス, オランダ, ポーランド, デンマーク, スイス	アメリカ, 中国, インド, メキシコ, カナダ, シンガポール, 台湾
20-39%	アイルランド	-
40-59%	-	日本
60-79%	-	-
80-100%	スペイン, フランス, ドイツ, イタリア	韓国(大韓民国), ブラジル

*1 従業員数は2026年5月末時点のものを使用しています。
*2 本表のデータは、EEA/非EEAにおいて従業員数が50名以上であり、かつ全社の従業員数上位10カ国を対象に集計しています。
*3 団体交渉の適用範囲:本集計における適用範囲は、労働条件および雇用条件の決定などを目的として、各国・地域の法令等に基づき、アステラスと労働組合(労働組合が存在しない場合は、正当に選出された従業員代表)との間で行われる交渉および協約の対象となっている従業員を指しています。
*4 EEA(欧州経済領域):EU加盟国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを指します。

第5章:社会(自社の従業員)

賃金水準の保証

当社の報酬制度では、当社のミッションと企業価値向上に対する従業員の貢献に対して報酬を決定しています。この報酬制度では私たちがビジネスを展開している地域(もしくは「マーケット」)の、すべての従業員が確実にその各地域(もしくは「マーケット」)における最低賃金水準を上回る生活賃金を得られるようにするための取り組みが含まれています。

当社は、ビジネスを展開している各地域(もしくは「マーケット」)の賃金水準を毎年調査し、最低賃金を確実に上回る賃金水準および従業員の報酬を設定しています。各地域(もしくは「マーケット」)で競争力のある給与を支給するための取り組みを継続し、すべての従業員に生活賃金を上回る賃金を提供することを目指しています。

同一労働同一賃金の実現

当社では、私たちのミッションと企業価値への貢献に対して報酬を決定しており、同一労働同一賃金を原則としています

当社では、性別、ジェンダーアイデンティティ、マイノリティグループ(人種、性的指向、障がいなど)よって従業員の選考や賃金の決定に影響を及ぼすことはなく、グローバルですべての従業員に平等な機会を提供するように取り組んでいます。

私たちは、今後もダイバーシティ、公平性、インクルージョン(受容・包括)を満たす職場環境をグローバルで確保するとともに、性別や人種、その他のマイノリティグループにかかわらない、同一労働同一賃金の取り組みを継続していきます。

男女の賃金の差異*

分類	2023年度	2024年度	2025年度
全労働者	73.6%	76.9%	76.9%
うち正規雇用労働者	74.3%	77.6%	77.5%
うちパート・有期労働者	71.5%	66.6%	59.6%

* 男女の賃金の差異は、男女別に対象労働者の年間平均賃金(対象労働者の総年間賃金÷対象労働者数)を算出し、女性年間平均賃金÷男性年間平均賃金×100として算出しています。なお、差異の主な要因は男性の方が高い職務グレードに就いている割合が高いことであり、同等の期待役割を持つ職務レベルであれば男女で賃金に差異が生じることはありません。

CEOとアステラス製薬従業員(日本)の報酬比率

分類	2023年度	2024年度	2025年度
報酬比率(CEO:従業員)	-	-	53:1

第5章:社会(自社の従業員)

業績評価とキャリア開発

当社は、従業員の自律的なキャリア形成を支援するため、実務を通じた育成やマネジャーとの定期的な目標・キャリア面談を実施しています。また、成果に応じた公平な報酬を実現するため、マネジャー間の評価調整プロセスを各組織のリーダー主導に変更し、評価入力ツールのシンプル化を行うことで、全社で効果的なパフォーマンスおよびキャリア開発レビューを推進しています。

業績評価に参加した従業員の割合

データ項目	2023年度	2024年度	2025年度
業績評価	100%	100%	100%

従業員数(従業員数上位10か国)

地域	合計	マネジャー職(女性)	マネジャー職(男性)	非マネジャー職(女性)	非マネジャー職(男性)	女性合計	男性合計
日本*	4,105	514	1,741	825	1,020	1,339	2,761
アメリカ	3,106	1,273	1,030	485	318	1,758	1,348
中国	1,283	499	304	291	189	790	493
イギリス	740	320	305	88	27	408	332
アイルランド	638	69	68	202	299	271	367
インド	488	66	186	93	143	159	329
オランダ	322	160	130	23	9	183	139
ドイツ	261	76	62	100	23	176	85
ポーランド	241	87	72	48	34	135	106
ロシア	228	83	45	83	17	166	62

* 従業員数において子会社におけるグループ外出向者の性別は管理していないことから、合計値と男女合計値は合わない場合があります。

地域別従業員数と離職率

地域	雇用形態	2023年度	2024年度	2025年度
日本*	従業員数	4,806	4,105	4,105
	離職率*	16.19%	7.75%	6.14%
その他合計(海外)	従業員数	9,948	9,538	9,994
	離職率	15.98%	18.23%	18.11%
エスタブリッシュドマーケット	従業員数	3,350	3,172	3,512
	離職率	22.00%	13.43%	11.42%
チャイナ	従業員数	1,035	1,144	1,283
	離職率	15.17%	15.03%	20.34%
インターナショナルマーケット	従業員数	1,446	1,735	2,093
	離職率	19.57%	12.91%	17.96%
米国	従業員数	4,117	3,487	3,106
	離職率	10.03%	26.30%	24.86%
合計	従業員数	14,754	13,643	14,099
	離職率	16.05%	15.08%	14.63%

* 日本の離職率には、定年を迎えた定年退職者およびグループ事業の譲渡によりグループ外に転出した従業員は含まれていません。

第5章:社会(自社の従業員)

地域別従業員と雇用形態

地域	雇用形態	2023年度	2024年度	2025年度
アステラス製薬(国内)	直接雇用	4,806	4,105	4,105
	派遣社員	692	670	686
その他合計(海外)	直接雇用	9,948	9,538	9,994
エスタブリッシュドマーケット	直接雇用	3,350	3,172	3,512
チャイナ	直接雇用	1,035	1,144	1,283
インターナショナルマーケット	直接雇用	1,446	1,735	2,093
米国	直接雇用	4,117	3,487	3,106
合計	直接雇用	14,754	13,643	14,099

地域別の男女比とマネジャー職に占める女性の割合*

地域	性別	2023年度	2024年度	2025年度
日本 (アステラス製薬・国内グループ会社)	男性	68.9%	67.6%	67.3%
	女性	31.1%	32.4%	32.7%
	マネジャー職に占める女性の割合	19.0%	18.3%	22.8%
その他合計(海外)	男性	44.6%	43.5%	43.5%
	女性	55.4%	56.5%	56.5%
	マネジャー職に占める女性の割合	54.7%	54.1%	54.1%
エスタブリッシュドマーケット	男性	46.2%	42.4%	42.9%
	女性	53.8%	57.6%	57.1%
	マネジャー職に占める女性の割合	54.9%	53.2%	56.4%
チャイナ	男性	37.8%	38.1%	38.4%
	女性	62.2%	61.9%	61.6%
	マネジャー職に占める女性の割合	62.9%	63.0%	62.1%
インターナショナルマーケット	男性	43.3%	44.3%	47.4%
	女性	56.7%	55.7%	52.6%
	マネジャー職に占める女性の割合	52.5%	51.4%	48.2%
米国	男性	45.4%	44.3%	43.4%
	女性	54.6%	55.7%	56.6%
	マネジャー職に占める女性の割合	53.4%	54.0%	55.3%
平均	男性	52.5%	50.3%	50.4%
	女性	47.5%	49.7%	49.6%
	マネジャー職に占める女性の割合	44.1%	44.4%	46.8%

* 従業員数はグループ内出向者を出向先の地域に含みます。グループ外出向者は含んでおりません。

第5章:社会(自社の従業員)

認定された違反件数

分類	2023年度	2024年度	2025年度
従業員に関する事案(差別、パワーハラスメント、不適切行為、報復行為を含む)*	4件	8件	3件
従業員の人権侵害に関する事案	0件	0件	0件

* この件数にはE&Cに通報がなされ、エシックス&コンプライアンス部門と法務部門が主導するグローバルな調査プロセスを通じて調査し結論に至った案件が含まれます。他部門に直接報告された案件や、エシックス＆コンプライアンス部門が適切と判断して他部門に対応を委ねた案件は含まれません。

第5章:社会(バリューチェーン上の労働者)

バリューチェーン上の労働者に関する方針

アステラスがサプライチェーン全体で環境および社会的責任を果たすためには、コンプライアンスを遵守しつつ環境・社会・ガバナンス(ESG)の方針を私たちのプロセスや意思決定に取り込むことが重要と考えています。この目標を達成すべく、アステラスはサステナビリティ向上に向けた私たちの責任および取引先に期待する責任を5つの柱で示した「持続可能な調達宣言(The Sustainable Procurement Pledge)」を定めています。また「ビジネスパートナー行動規範」を通じて、取引先に対し、事業を展開する国で適用されるすべての法律および規制を満たし、またはそれを超えることを期待しています。私たちは、取引先が法令遵守にとどまらず、労働者の権利や安全衛生に関連する国際基準を満たし、継続的な改善に努めることで、より高いレベルでの遵守を奨励し、グローバルで事業活動の健全なネットワークの構築を目指しています。

●「アステラスの持続可能な調達宣言」および「ビジネスパートナー行動規範」の詳細については、当社ウェブサイトより、事業活動におけるサステナビリティをご参照ください。

https://www.astellas.com/jp/

人権に関する相談・通報体制

当社では、従業員のみならず、社外ステークホルダー(バリューチェーン上の労働者等)も含め、人権に関する内容の相談・通報を受け付けています。第三者が運営するヘルプライン「EthicsPoint」を設置しており、匿名かつ秘密裡に、自らの声、懸念、不正の疑いなどを会社に「Speak Up(意見表明)」や「内部通報」として報告することができます。EthicsPointの利用者は、法令で認められる範囲において、自らの選択により身元を明らかにすることも匿名を維持することも可能です。なお、2025年度において、本ホットラインを介した人権に関わる重大な報告はありませんでした。

サードパーティーライフサイクルマネジメント(TPLM)によるリスク評価と改善

当社は、取引先との関係の全ての段階(計画・選定/デューデリジェンス・契約など)をカバーするリスク低減フレームワークとして、「サードパーティーライフサイクルマネジメント(TPLM)」プログラムを実施しています。広範なサプライヤーネットワークの透明性を高め、労働者の権利や環境安全衛生(EHS)等の領域におけるリスクに積極的に対処・低減することが目的です。「選定/デューデリジェンス」の段階において、当社は事業継続への影響が大きい「重要な取引先[*1]」に対し、サステナビリティ・リスク評価を組み込んでいます。

リスク評価は、(1)質問票に対する取引先の回答、(2)外部データベースの情報、(3)持続可能性に関わるリスクに精通した社内の専門家による評価を基本とし、必要に応じて(4)当社従業員が現地を訪問して行う実地調査を組み合わせて判断します。環境・安全衛生リスクについては、PSCI[*2]の質問票(SAQ[*3])に当社のオリジナル質問を加えて実施しており、取引内容によっては再委託先まで評価の対象としています。これらは2019年2月の運用開始以降グローバルに導入され、共通のプラットフォームで一元管理されています。取引先選定の段階や評価を通じて改善可能なリスクが特定された場合、取引先に対して改善を働きかけ、その経過を継続的にモニタリングし支援することで、健全なサプライチェーンの維持に努めています。重大なリスクが特定され、かつ改善が難しいと判断した場合は取引を行いません。また取引開始後も、ビジネス部門が継続的にモニタリングするほか、3年ごとにサステナビリティに関わるリスクレベルを質問票で再評価し、必要に応じて3年以内であっても再評価を実施しています。

*1 原料の仕入先(直接材、間接材を問わず)や業務委託先、医薬品卸売業、販売提携先を含む、当社の事業継続に対する影響が大きいと判断した取引先を指します。

*2 Pharmaceutical Supply Chain Initiativeの略。PSCIの詳細については、以下をご参照ください。
https://pscinitiative.org/about
※これより先は外部サイトへ移動します。移動先のウェブサイトにおける掲載内容やサービス、個人情報の取り扱い等について、当社は一切の責任を負いません。お客様ご自身の責任においてご利用ください。

*3 Self-Assessment Questionnaireの略。自己評価質問票。

第5章:社会(バリューチェーン上の労働者)

取引先のダイバーシティ

当社は、世界各国におけるダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みの一環として、サプライヤーの多様性を推進しています。これは人種、国籍、性別、年齢に関係なく、最も適格なサプライヤーを選定し、「変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの価値に変える」という当社のVISIONの実現に貢献するためです。私たちは、多様なサプライヤーがそれぞれの経歴や経験により、私たちの価値のエコシステムへ重要な貢献をしていると考えています。当社は、日本の下請法を遵守しており、またアメリカ合衆国退役軍人省によって確立されたガイドラインに準拠して米国中小企業プログラムを長年にわたり実施しております。当社の米国中小企業プログラムは、適用される法令に従い、経営不振の企業、女性が経営する企業、退役軍人所有企業、傷痍退役軍人所有企業、歴史的低開発地域の企業など、多くの不利な立場にある中小企業へ取引の機会を提供することに重点を置いています。

第5章:社会(消費者およびエンドユーザー)

消費者およびエンドユーザーに関する方針

アステラスは、グローバルライフサイエンス企業として社会的責任を果たしながら、事業活動を行っています。革新的で信頼性の高い医薬品を提供することにより世界中の人々の健康に貢献することを目指し、研究・開発から製品に関する情報提供までの全ての事業活動において人権を尊重するとともに、関連法規の遵守に努めています。この経営理念のもと、革新的な医薬品とヘルスケアソリューションを患者さんへ届けることにより、保健医療へのアクセス(Access to Health)の向上に注力し、医療水準の向上が必要とされる地域で様々な支援活動に取り組んでいます。

個人の安全と品質確保

安全で有効な医薬品を確実に製造し、安定的に提供することは製薬メーカーである当社にとって極めて重要です。そのため、製造管理・品質管理の基準(GMP*1)および適正流通の基準(GDP*2)に合致した独自の基準を設定し、原料調達から保管、製造、配送まで一貫した高水準の品質管理を徹底しています。臨床開発においても、ヘルシンキ宣言および医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP*3)等の関連法規制に則り、参加者の人権や個人情報の保護に十分配慮しています。

*1 Good Manufacturing Practiceの略。製造管理・品質管の基準。
*2 Good Distribution Practiceの略。適正流通の基準。
*3 Good Clinical Practiceの略。医薬品の臨床試験の実施に関する基準。

情報への影響とプライバシー保護

当社は堅牢な個人情報保護プログラムをグローバルに整備し、世界各国の法令を遵守して個人のプライバシーを保護しています。個人情報がアステラス全体で適切に取得・利用・共有・保持されるよう、助言や指導を行っています。

医療従事者からの通報・相談窓口

医療従事者が当社の事業活動、製品の安全性、あるいは倫理的な問題に関して疑義や懸念を抱いた際に、安全に連絡・提起できるチャネルを整備しています。医療従事者からの通報・相談窓口として、外部の独立したシステム(EthicsPoint)を利用した「アステラス エシックス&コンプライアンス ヘルプライン」を提供しています。このヘルプラインを通じて、人権への負の影響やコンプライアンス違反の疑い等に関する疑義を、匿名かつ安全に報告することが可能です。寄せられた声は、アステラスのグローバルなエシックス&コンプライアンス体制の下で適切に調査・対応され、潜在的なリスクの早期発見や事業活動の改善、ひいては医療従事者および患者さんからの信頼強化に直結する重要なインサイトとして機能しています。

患者さん・患者団体とのエンゲージメント

当社では、新しい薬や治療法の開発におけるすべての段階で、患者さんの声を活かした臨床開発を進めており、患者さんや患者団体との連携を通じてご意見をお聞きしています。当社のコミュニケーションおよび教育ツールの改善を目指し、同意説明文書や小児の臨床試験における同意書、感謝状、情報提供ウェブサイトの内容・デザインに関する意見をいただいています。また、臨床試験のデザインと実施に患者さんの視点を取り入れるため、患者さんやご家族にインタビューを実施し、疾患の日常生活への影響や、試験参加の障壁となり得る要因、役に立つ情報等についての意見や推奨事項を収集しています。さらに、参加者の臨床試験経験についてフィードバックを求めるアンケートを実施し、より柔軟で便利な選択肢の提供に向けてテクノロジーを活用する取り組みも進めています。

これらを通じて、多様な患者さんが臨床試験に参加しやすい環境を整え、承認後に使用する患者層と試験参加者の層を近づけることで、科学的かつ患者さんにとって意味のある試験結果が得られるよう努めています。

第5章:社会(消費者およびエンドユーザー)

医療従事者とのエンゲージメントと情報提供

当社は、患者さんや医療従事者からの問い合わせに対して、信頼性が高く、公正かつ偏りがない医療情報を提供する責任があると考えており、これによって医薬品の適正使用を促進しています。医薬情報担当者(MR)は、適用法令・規制や社内規程を厳重に遵守し、高い倫理観に基づき医療従事者に製品の添付文書に基づく適正使用情報を提供しています。また、メディカル担当者(MSL*)は販売促進活動を行わず、製品の安全かつ効果的な使用方法について科学的根拠に基づいた情報交換を行い、理解を促しています。さらに、世界の国々にメディカルインフォメーションセンターを開設し、主要なセンターでは24時間体制で緊急の問い合わせに対応しています。グローバルな医療情報システムを導入して問い合わせと回答を一元管理し、簡潔・迅速かつ正確に回答するとともに、患者さんや医療従事者のニーズを分析して製品のライフサイクルマネジメントに役立てています。最近では、新たに地域別の医療情報ウェブポータルを導入し、より詳しくダイレクトな形で情報を提供しています。

* Medical Science Liaisonsの略。メディカル担当者。

臨床試験における安全性確保とデータ透明性

臨床試験の実施にあたり、実施計画書は社内外の審査委員会で倫理的・科学的妥当性の観点から審査を受け、承認を得ています。参加者が試験の目的や予測される利益と不利益等の説明を十分に受け、同意したうえで参加していることを確認するほか、関係する従業員への定期的な教育・研修、治験実施医療機関へのモニタリングを行い、GCPに則った適切な実施を確認しています(外部委託している臨床試験についても定期的に確認を実施)。また、臨床試験データを適切に管理してプライバシーと機密事項を保護するとともに、データの価値を最大化し科学の進歩に役立てるため、データの開示を進め透明性を高める取り組みを行っています。

●「臨床試験データの開示に関するポリシー」の詳細については、当社ウェブサイトより、ポリシー・ステートメントをご参照ください。

https://www.astellas.com/jp/

偽造医薬品対策および安全性の監視・製品回収

偽造医薬品や不正流通につながる違法行為は許されるべきではなく、当社の製品が正規ルートによってのみ患者さんに提供されることを目標としています。この問題は当社単独で解決できるものではなく直接介入する公的権限も持たないことを認識しつつ、製品が偽造の標的となるリスクを考慮して「偽薬防止委員会」を設置し製品のセキュリティを確保しています。具体的には、現行の規制に従ったシリアルナンバーの付与にとどまらず計画的に偽造防止対策を進め、他企業や各国の行政・司法当局と連携・協力して流通防止や取り締まり活動を積極的に支援しています。また、製品の安全性や品質に問題が生じた場合は、リコール(是正)制度を整備しており、関連情報を迅速に医療機関や関係者に伝達し、該当製品の回収を実施しています。

米国食品医薬品(FDA)査察の履歴

データ項目	2023年度	2024年度	2025年度
FDA検査査察	1	1	2
警告書発行	-	-	-
Form 483受領数	1	-	2
Form 483受領工場	焼津	-	高岡、高萩(日本)

第5章:社会(消費者およびエンドユーザー)

製品回収の履歴

データ項目	2023年度	2024年度	2025年度
リコール数	1	2	0
重度(クラスⅠ)	0	1	-
中度(クラスⅡ)	0	1	-
軽度(クラスⅢ)	1	0	-
分類なし	0	0	-

患者会支援活動(スターライトパートナープログラム)

患者さんを最も重要なステークホルダーと位置付け、保健医療へのアクセス向上の取り組みの一環として、長年にわたり患者団体を支援する「スターライトパートナープログラム(SLP)」を実施しています。患者団体を社会的課題の解決に向けた重要なパートナーと認識し、その独立性を尊重しつつ、研修の機会提供や金銭的支援を行うことで、患者団体の持続的な発展と目標達成に貢献しています。2025年度は、54団体と142名の患者さんが提供プログラムに参加し、9団体に対して寄付を実施しました。

Governance

ガバナンス



第6章:ガバナンス

基本方針

アステラスは、「Integrity(誠実さ)」、「Innovation(イノベーション)」、「Impact(変革への挑戦)」の3つの「価値観」と、それらを実践するための「勇気」、「迅速な対応」、「One Astellas」、「成果に拘る」、「責任感」の5つの「行動」を基盤とする企業風土が、患者さんのための「価値」を創造し、提供するために不可欠であると信じています。これらの「組織における価値観」は、当社の企業風土を規定し、患者さんに対するコミットメントおよび長期的な成長の礎となるものです。当社は、日々の業務においてこれら3つの価値観を実際の行動に移すため、実践に重きを置いた5つの「組織行動のあり方」(「勇気」「迅速な対応」「One Astellas」「成果に拘る」「責任感」)を定めており、これらは組織全体において社員のパフォーマンス評価の有効指標にもなっています。

「誠実さ」は私たちに最初に求められる価値観です。なぜなら、患者さんやステークホルダーに良い影響をもたらすためには、正しい判断が不可欠だからです。「誠実さ」は私たちの羅針盤となり、倫理の境界線を踏み越えることなく、迅速かつ適切にイノベーションを生み出す力を与えてくれます。誠実な行動とは、法令を文面だけでなくその本質を含めて理解・遵守し、常に倫理的な判断、正しい行動を行っていくことだと考えています。正しい行動こそが、私たちアステラスを成しています。

「アステラス行動規準」では、私たちの日々の企業活動の指針となる中核的な規範を示しており、アステラスで働く世界中の全ての人々およびアステラスのために業務を行うビジネスパートナーに対して、法令等を遵守しかつ高い倫理観をもって職務にあたることを求めています。また、「アステラス行動規準」は、誠実さへのコミットメントを揺るぎないものにし、私たちが自信を持って倫理的な判断を行うための拠り所となります。アステラスは事業運営の基盤として、イノベーション、誠実さ、そして患者さんへの「価値」の提供にコミットしています。私たちは事業活動のあらゆる側面において日々誠実さの実践に努めています。従業員がルールに違反せずかつ倫理的にも適切な判断を行えるようなフレームワークやツールを整備すること、また、その土台として、何かがおかしいと感じたときや疑念が生じたときにSpeak Upする(声を上げる)ことができる倫理的な企業風土を醸成することも、その一環だと考えています。誠実さは、アステラスの事業の持続的な成功のために欠かせないものです。誠実な行動とは、法令を文面だけでなくその本質を含めて理解・遵守し、常に倫理的な判断、正しい行動を行っていくことだと考えています。

第6章:ガバナンス

贈収賄・腐敗行為の防止

当社は腐敗行為を断固として容認しません。業務のいかなる場面でも贈収賄や腐敗行為を厳格に禁止しており、高い倫理観と誠実さに根差した企業活動を行うという決意に従い、腐敗行為を禁止する法律を含む、あらゆる適用法を遵守します。

このことは、「アステラスグループ行動規準」および「アステラスグループ反贈収賄・反腐敗行為規程」にも明記している当社の基本的なコミットメントです。また、当社は、腐敗防止を 第10原則として掲げる「国連グローバル・コンパクト」と「腐敗防止強化のための東京原則」に賛同しています。

当社の腐敗防止へのコミットメントを適切に担保するものとして、反贈収賄・反腐敗行為コンプライアンスプログラムを策定しています。当該プログラムを構成するものとして、反贈収賄・反腐敗行為に関する規程・手順書、研修・コミュニケーション、リスク評価、モニタリング・監査および内部通報・内部調査があります。

当社は腐敗防止へのコミットメントを具体化する規程類を整備しており、それらは米国連邦海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、その他各国の贈収賄・反腐敗行為防止法に準拠しています。当社では、ファシリテーションペイメントを含め、あらゆる形式の贈収賄・腐敗行為を禁止しています。

当社は、腐敗防止の公約を果たす一環として、必要な知識やツールの提供を通じた従業員の啓発等に取り組んでいます。反贈収賄・反腐敗行為に関する研修を定期的に実施することを全従業員に、またリスクの高い国々やリスクの高いビジネスパートナーには毎年に実施することを義務付けており、当該研修は22か国語で受講することができます。「アステラスグループ反贈収賄・反腐敗行為規程」は、誠実さと高い倫理基準に従って事業を遂行し、反贈収賄・反腐敗行為に関わるすべての適用法令を文面だけなくその本質を含めて遵守するという、当社のコミットメントを反映したものです。

当社では、反贈収賄・反腐敗行為コンプライアンスプログラムの一環として実施するものを含め、リスク評価とモニタリング活動を実施しています。エシックス&コンプライアンス部門は、贈収賄・腐敗行為に関わるコンプライアンス違反の疑いのある事案については、法務部門と緊密に連携の上、内部調査を行います。また、グループ会社や贈収賄・腐敗行為リスクのある活動を行っているビジネスパートナーの監査については、監査部門と緊密に連携しています。これらを通じて、反贈収賄・反腐敗行為プログラムを継続的に改善し、当該プログラムを常に有効かつ最新に保つことで、変化するリスクに対応しています。

当社は、財務報告の完全性と不正の予防・発見を担保すべく、J-SOXに準拠した内部統制システムを構築しています。このような財務統制も、腐敗防止に対するコミットメントの遵守を補完しています。

当社の反贈収賄・反腐敗行為コンプライアンスプログラムでは、従業員に対して禁止している行為はビジネスパートナーに対してもさせてはならないという重要な原則があります。この原則は、「アステラスグループ反贈収賄・反腐敗行為規程」や「Astellas Business Partner Code of Conduct」にも明記しています。この原則を遵守し、ビジネスパートナーが当社のために業務を行うことに関わるリスクを低減・管理するため、当社では、医療関係者や公務員とやり取りを行うビジネスパートナーに対して、贈収賄・腐敗行為に関わるコンプライアンス・デューデリジェンスを行うプロセスを確立しています。さらに、ビジネスパートナーに対する定期的な監査や、契約書の中にリスクに応じた贈収賄・腐敗行為禁止条項を盛り込むことなどをしています。

第6章:ガバナンス

持続可能な調達宣言とビジネスパートナー行動規範

当社がサプライチェーン全体で環境および社会的責任を果たすためには、コンプライアンスを遵守しつつ環境・社会・ガバナンス(ESG)の方針を私たちのプロセスや意思決定に取り込むことが重要と考えています。この目標を達成すべく、当社はサステナビリティ向上に向けた私たちの責任および取引先に期待する責任を5つの柱で示した「持続可能な調達宣言」を定めています。また、その不可欠な要素として「アステラスビジネスパートナー行動規範」を制定し、取引先に対し、事業を展開する国で適用されるすべての法律および規制を満たし、またはそれを超えることを期待しています。取引先が法令遵守にとどまらず、関連する国際基準を満たし継続的な改善に努めることで、より高いレベルでの法的遵守を奨励し、グローバルで事業活動の健全なネットワークの構築を目指します。

本行動規範に規定された規準は、特定の契約上の要件を変更または置き換えることを目的としたものではなく、当社が取引先に期待するビジネス行動の基本原則を定めたものです。取引先がこの行動規範よりも厳格または詳細な要件に同意した場合、私たちは取引先がそれらの契約条項を遵守することを期待します。

●これらの詳細については、本レポート第5章:社会「バリューチェーン上の労働者に関する方針」をご参照ください。

サードパーティーライフサイクルマネジメント(TPLM)の実施

当社は、サプライヤーとの関係管理において、TPLMを実施しています。本プロセスの目的は、広範なサードパーティのネットワークの特定、契約、管理、監視に関する透明性と一貫性を高め、次の領域のすべてにおけるサプライヤーのリスクに積極的に対処し、低減することです。

・支払い能力
・贈収賄腐敗行為防止(ABAC: Anti-Bribery and Anti-Corruption)
・データセキュリティ
・データプライバシー
・労働者の権利
・環境安全衛生(EHS)

●TPLMを通じたリスク評価プロセスや実績の詳細については、本レポート第5章:社会の「サードパーティーライフサイクルマネジメント(TPLM)によるリスク評価と改善」をご参照ください。

ガバナンスに関する指標

データ項目	単位	2023年度	2024年度	2025年度
腐敗または贈収賄*	件	0	1	0

＊E&Cへ報告され、当社のグローバル調査プロセスを通じて事実と認定されたアステラス行動規準違反の件数を示します。掲載年度において、申し立てられた違反のうち少なくとも1件について、その全部または一部が事実と認定されたもの含みます。

なお、当報告期間において、新たに任命された取締役およびエグゼクティブ・コミッティのうち、過去2年間に公的機関(規制当局を含む)において同等の役職に就いていた者は存在しません。

【付録】



算出方法と前提条件

報告対象期間

原則として、2025年4月1日～2026年3月31日を対象期間としています。一部の報告では、この期間の前後の活動と取り組み内容も含め掲載しています。なお、データテーブル等で表示している過年度の環境データは、国内事業所については4月1日～3月31日を、海外事業所については1月1日～12月31日を対象期間として集計・算定しています。また、労働安全衛生データ(労働災害など)については、国内・海外ともに2025年1月1日～2025年12月31日を対象期間としています。

報告対象範囲

本社機能、工場、研究機能、販売会社を含む、以下の法人の事業所を集計対象としています。なお、これらの事業所に含まれる子会社の活動も含んでいます。生産拠点および研究拠点は、日本は計6拠点、海外は計10拠点あります。なお、1つの会社が複数の生産拠点、研究拠点を保有している場合があります。グローバルとは日本と海外の合計で、海外とは日本以外のエリアの合計です。

国	拠点
日本	アステラス製薬株式会社
米国	Astellas US Holding, Inc. Astellas US LLC Astellas Pharma Global Development, Inc. Astellas US Technologies, Inc. Astellas Research Institute of America LLC Astellas Institute for Regenerative Medicine Astellas Innovation Management LLC Astellas Rx+ Business Accelerator LLC Astellas Venture Management LLC Astellas Engineered Small Molecules US, Inc. Universal Cells, Inc. Xyphos Biosciences, Inc. Astellas Gene Therapeutics, Inc. Iota Biosciences, Inc. IVERIC bio, Inc. 販売会社
エスタブリッシュドマーケット	Astellas B.V. Astellas Pharma Europe Ltd. Astellas Pharma Europe B.V. Astellas Ireland Co., Limited Astellas Engineered Small Molecules U.K. Limited 各販売会社
チャイナ	Astellas China Investment Co., Ltd. Astellas Pharma China, Inc. 各販売会社
インターナショナルマーケット	Astellas Pharma Singapore Pte. Ltd. 各販売会社

連結解除に関して

事業所が売却され、その活動が他の当社の事業所に移管されない場合:事業所の報告は、事業売却が財務報告目的で連結解除される公式の日付で終了します。GHGデータに関しては、過去のデータについても遡って除外しています。なお、GHG以外の環境・社会・ガバナンスデータについては過年度の遡及控除は行わず、連結解除日までの実績を含めて報告しています。

各種数値の表記について

EHSパフォーマンスの数値は表示桁数未満を四捨五入しているため、表記数値での合計や比率の計算結果と合わない場合があります。

算出方法と前提条件

環境データ

■ エネルギー使用量

根拠:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

算定方法・基準等:

各エネルギーのエネルギー使用量*1 × 換算係数*2

*1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量
*2 換算係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

■ 液体燃料、気体燃料、購入熱、再生可能エネルギーの直接利用の定義

- 液体燃料:灯油、軽油、ガソリン、バイオエタノール
- 気体燃料:LPG、LNG、都市ガス
- 購入熱:蒸気、温水、冷水
- 自然エネルギー:風力、木質チップ、地熱、太陽光

2023年の開示より、購入電力および再生可能エネルギー(太陽光、風力発電など)を用いて自ら発電した電力の使用に伴うエネルギー量は、1kWhあたり3.6MJで換算をしています。

■ 水使用量、水資源生産性

根拠:環境報告ガイドライン

算定方法・基準等:

- 上水:水道局からの請求書に記載された使用量
- 工業用水:水道局からの請求書に記載された使用量等
- 地下水:設置されたメーターの読み値等
- 水資源生産性 = 売上収益(十億円) / 水資源投入量(千m^3)

■ 原材料および消耗品

根拠:環境報告ガイドライン

集計対象:購買時に重量単位(kg等)で把握しているもの、および体積単位(リットル等)で把握している原材料および生産プロセスで用いる消耗品

重量への換算係数の出典:各マテリアルのサプライヤーが公開している文書(密度情報)等

算出方法と前提条件

環境データ

■ スコープ1GHG排出量(エネルギー由来)、スコープ2

根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

算定方法・基準等:

GHG排出量 ＝ 各エネルギーのエネルギー使用量*1 × 排出係数*2

*1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量
*2 排出係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

日本以外の地域での電力使用におけるCO_2排出量の算定においては、各事業所が供給を受ける電力事業者が提供するCO_2排出係数を採用しています(マーケットベース手法)。

電力事業者の個別係数が入手できない場合は、以下を使用しています。

- 米国:Environmental Protection Agencyが公表する “eGRID 2023”に収載された州ごとの排出係数。
- カナダ: “Emission Factors and Reference Values Version 3.0 October 2025”に掲載された2025年用の排出係数。
- 英国:Department for Environment, Food and Rural Affairsが公表する “Greenhouse gas reporting: conversion factors 2025”に記載された排出係数。
- オーストラリア:Department of Climate Change, Energy, the Environment and Waterが発行する “Australian National Greenhouse Accounts Factors 2025”に収載された排出係数。
- その他:国際エネルギー機関(IEA)が発行する「IEA Emission factors 2025」の国別係数を採用しています。

■ スコープ1GHG排出量(フロン類の漏洩由来)

根拠:フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

算定方法・基準等:

GHG排出量＝各フロンの漏洩量 × 地球温暖化係数*

* 排出係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

算出方法と前提条件

環境データ

■ スコープ3GHG排出量の算定方法

根拠:環境省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）（2025年 3月）」（以下、「環境省DB」。）

カテゴリ		活動量データ、算出方法	算定対象範囲、排出原単位の出典等
1	購入した製品・サービス	活動量: 購入金額（百万円） 算定方法: 原材料・サービスの購入金額（税抜き）x各原材料・サービスの排出原単位 x 1.05	対象: 商用生産用に調達した原材料および委託した製造・加工サービス（グローバル） 排出原単位: ・出典: 環境省DB [5] 産業連関表ベースの排出原単位 各原材料の金額ベースの排出原単位（購入者価格ベース）（=t-CO2eq/2005年当時税込金額）
2	資本財	活動量: 設備投資金額、ソフトウェア購入金額（百万円） 算定方法: ・設備投資額（連結）* ×（資本財の価格当たり排出原単位 × 1.05） ・ソフトウェア購入金額（連結）×（資本財の価格当たり排出原単位 × 1.05） *建設仮勘定については、当該勘定の計上額から本勘定へ振り替える額を活動量として適用。土地、使用権資産、無形資産は含まない。	対象: グローバル 排出原単位: ・出典: 環境省DB [6] 資本財の価格当たり排出原単位＜事務局＞ 医薬品2.83 t-CO2 eq/百万円
3	スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	活動量: 種別エネルギー使用量 算定方法: 購入した燃料・電力・熱等の使用量×エネルギー種別の使用量当たりの排出原単位	対象: グローバル 排出原単位: ・出典:環境省DB [7] 電気・熱使用量当たりの排出原単位＜事務局＞ ・出典: 国立研究開発法人 産業技術総合研究所「LCIデータベース IDEA version 2.3」
4	輸送、配送（上流）	**輸送時のCO_2排出量** ・海外輸送 活動量:輸送重量・距離（トンキロ） 算定方法: 輸送重量・距離（トンキロ）×トンキロ当たりの排出原単位 ・国内輸送 改良トンキロ法 輸送重量・距離（トンキロ）×トンキロ当たりの燃料消費原単位 × CO_2排出原単位 燃費法 輸送距離 / 燃費 × 燃料種ごとのCO_2排出原単位	対象: 製品等の輸送（グローバル） 輸送に伴う原単位（日本以外での輸送）: ・出典: Defra（The Department for Environment, Food and Rural Affairs、英国）が公表する算定シート 輸送車両、積載重量別の排出原単位、およびWell-to-tank排出原単位 輸送に伴う原単位（日本での輸送）: ・出典（改良トンキロ法）: 環境省DB [2]燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量および燃料使用量ごとのCO_2排出原単位、およびWell-to-tank排出原単位 ・出典（燃費法）: 環境省DB [2]燃料別最大積載量別の自動車の燃費および燃料使用量ごとのCO_2排出原単位、およびWell-to-tank排出原単位
		製品保管のための倉庫（外部委託分）でのCO_2排出量 活動量:電気使用量（kWh） 算定方法:電気使用量 × 排出原単位	対象:日本 電気の排出原単位: ・環境省、経済産業省が公表する最新の電気事業者別排出係数（調整後）
5	事業から出る廃棄物	**廃棄物処理時のCO_2排出量** 活動量: 産業廃棄物の再資源化量、焼却処理量、直接埋め立て処理量 算定方法: 活動量 × 廃棄物種類・処理方法別排出原単位	対象:日本 産業廃棄物処理・処分時の排出原単位: ・出典: 環境省DB [8] 廃棄物種類・処理方法別排出原単位＜事務局＞（廃棄物輸送段階除く）
		廃棄物輸送時のCO_2排出量 活動量: 輸送重量・距離（トン・キロ） 算定方法: 輸送重量×輸送距離×輸送に伴う燃料使用量原単位	対象: 日本 廃棄物輸送時の排出原単位: 燃料使用量当たりの原単位 ・出典: 環境省DB [2]燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量

算出方法と前提条件

環境データ

カテゴリ		活動量データ、算出方法	算定対象範囲、排出原単位の出典等
6	出張	**飛行機利用によるCO_2排出量** 活動量:移動距離(人・km) 算定方法: 飛行機を利用した人数×1フライトごとの空港間の距離×排出原単位	対象:旅行代理店を介して手配した航空機利用実績(グローバル) 空港間の飛行距離:地球表面上の2点間を直線で飛行したと仮定して計算 排出原単位: ・出典:Defra(The Department for Environment, Food and Rural Affairs、英国)が公表する算定シート 搭乗クラス、距離別の排出原単位、およびWell-to-tank排出原単位
		外勤活動での私用車利用によるCO_2排出量 活動量: 移動距離もしくは燃料使用量(推定含む)* *2025年度データより個人所有の自動車による営業活動をScope3 Category6に含める 算定方法: 各国で収集した走行距離データ(km)に、車両サイズおよび燃料種別に応じた排出原単位を乗じて算定 排出量には、燃料燃焼に伴う直接排出(Tank-to-Wheel)に加え、燃料の採掘・精製・輸送段階の排出(Well-to-Tank)を含む	対象: 自家用車を使用した営業活動に伴う出張 対象国:11カ国(中国、オーストラリア、シンガポール等、算定に必要なデータが取得できなかった国を除く) 排出原単位: 日本: 環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 日本以外: Defra(Department for Environment, Food and Rural Affairs)が公表するGHG Conversion Factors 車両サイズ別・燃料種別の排出原単位およびWell-to-Tank排出原単位を適用
7	雇用者の通勤	活動量: 出社日数(人・日) 算定方法: 事業所へ通勤する従業員の人数 × 代表的な出社率を加味した出社日数 × 排出原単位	対象: 直接雇用の社員(グローバル、各国の年間勤務日数) 出社率 ・オフィス系: 日本の本社での出勤率をもとに算定 ・工場・研究所: 100%で算定 従業員数・勤務日数当たりの排出原単位: ・出典: 環境省DB [14] 従業員【勤務日数】及び 国立研究開発法人 産業技術総合研究所「LCI データベースIDEA version 2.3」
9	輸送、配送(下流)	活動量: 売上収益(現地通貨ベース) 算定方法: 売上収益(現地通貨ベース) × 売上収益当たりの排出原単位	対象: 日本・米国・英国 排出原単位: 医薬品卸売事業者の売上原価当たりスコープ1+2 GHG排出量原単位(現地通貨ベース)を算出
12	販売した製品の廃棄	活動量: 容器包装の重量(トン) 算定方法: 容器包装リサイクル法による申込み時の利用量 × 廃棄物種類別排出原単位	対象: 日本 排出原単位: ・出典:環境省DB [9] 廃棄物種類別排出原単位＜事務局＞(廃棄物輸送段階含む)
13	リース資産(下流)	活動量: 種別エネルギー使用量 算定方法: リース先に請求した燃料・電力・熱等の使用量×エネルギー種別の使用量当たりの排出原単位	対象:他社にリースする会社施設 排出原単位: ・出典: エネルギー使用量および温室効果ガスの算定方法と同様

算出方法と前提条件

環境データ

■ NOx排出量

根拠:環境報告ガイドライン

算定方法・基準等:

・「時間当たりの排ガス量(m^3N/h)」が把握できる場合

NOx排出量(トン) = 排出濃度*1(ppm) × 時間当たりの排ガス量*2(m^3N/h) × 施設の年間稼働時間(h) × 10^{-9} × 2.054*3

・「単位乾き排ガス係数」*4 を用いる場合

NOx排出量(トン) = 排出濃度(ppm) × 21 / (21-酸素濃度(%)) × 燃料使用量(L/h、kg/h、m^3N/h) × 単位乾き排ガス係数(m^3N/L、m^3N/kg、m^3N/m^3N) × 10^{-9} × 2.054*3

*1 排出濃度は、補正値(酸素%換算値)では無く、実測値を用い、排出濃度が定量限界値未満の場合は、ゼロとする。

*2 時間当たりの排ガス量は、乾きガス量とする。

*3 2.054＝46 / 22.4 g/L＝NO_2 のモル質量 / 標準状態の気体1モルの体積

*4 出典:「窒素酸化物(NOx)総量規制使用計画書作成の手引き(大阪府環境農林水産部環境管理室、令和6年4月)」

■ VOC排出量

根拠:環境報告ガイドライン、大気汚染防止法

調査対象物質:「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成17年6月17日 環管大発第050617001号)別表第1

算定方法・基準等:

調査対象物質ごとの取扱量が100kg以上のもの*の大気排出量について、事業場ごとに排出量を合計した値を事業場VOC排出量とする。

* 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)で規定される「特定第一種指定化学物質」に該当する場合は取扱量が10kg以上のもの。

■ BOD負荷量

根拠:環境報告ガイドライン

算定方法・基準等:

・BOD 年間負荷量(トン)= BOD濃度(mg/L) × 年間排水量(千m^3) × 1/1000

・BOD濃度は、外部機関に委託した計量証明に記載された数値の年間平均値を用いる。

■ 排水量

根拠: 環境報告ガイドライン

算定方法・基準等:

・国内:流量計データから算定。

・海外:取水量と同値としています。

算出方法と前提条件

環境データ

■ 廃棄物発生量、廃棄物等発生量原単位

根拠:環境報告ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外)

集計対象:廃棄物および有価物

算定方法・基準等:

- 廃棄物等発生量:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外)
- 廃棄物等発生量原単位 ＝ 廃棄物等発生量(トン)/売上収益(十億円)

■ 廃棄物最終処分量

根拠:「産業廃棄物排出・処理実態調査指針(改訂版)」(平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

算定方法・基準等:

廃棄物最終処分量 ＝「直接最終処分」の対象量＋「自社処理」の残渣*＋「中間委託処理」の残渣＋「中間処理後再生」の残渣*

* 残渣については、廃棄物発生量に「循環型社会自主行動計画フォローアップに関する調査マニュアル」(日本製薬団体連合会 環境委員会 循環型社会形成自主行動計画 WG)などに記載の残渣率を乗じて算出しています。

算出方法と前提条件

社会データ

人事データや安全衛生指標等の、当社の直接操業に関する指標は、事業活動の種類（製造、研究、商業、管理など）に関係なく、原則、財務報告目的で完全に連結されているすべての当社グループ会社について、グローバルベースで集計されます。

買収の場合、新しいサイトは、当社との最初の連結の月（財務報告目的での最初の連結の公式日）から報告を開始する必要があります。建設中のサイトの場合は、工事の開始から報告を開始します。

従業員データおよびその他の人事データは、当社のグローバル人事システムから取得されます。

労働安全衛生に関する指標*は、国内・海外ともに2025年1月1日～2025年12月31日を対象期間としています。

*「労働損失日数」「度数率」「強度率」については、「労働災害動向調査 用語の解説（厚生労働省）」に基づき算定しています。

バリューチェーン上のサステナビリティ・リスク評価（TPLM等）の監視対象範囲は、当社、連結対象のすべての当社グループ会社および、これら事業所の事業活動に含まれるすべてのサプライヤー、委託先、再委託先を対象としています。